第7期 上市町障害者福祉計画

第7期上市町障害福祉計画・第3期上市町障害児福祉計画

（計画期間：令和6年度～令和8年度）

令和６年３月

上　市　町

第７期上市町障害者福祉計画

第7期上市町障害福祉計画・第3期上市町障害児福祉計画
（計画期間：令和6年度～令和8年度）

令和６年３月

上　　市　　町

はじめに

我が国では、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障害者や子どもなどが地域において自立した生活が送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、障害の有無にかかわらず、互いに尊重し合い、理解しながら生きていく、「地域共生社会」の実現を目指しています。

そうした中、障害者が親亡き後も安心して生活するための支援体制づくりや、地域で生活するための住まいの確保、そして、安心した地域生活をおくるための相談支援体制の構築などが強く求められています。本町では、平成１３年３月に「上市町障害者計画」を策定し、平成３０年３月には、障害福祉サービスや障害児福祉サービスに関する内容を加えた「上市町障害者福祉計画」を策定して、今日に至るまで見直しを行いながら施策を進めてきたところです。

本計画は前計画の基本目標である「ささえあう上市」を継承し、障害のある人の入所施設から地域生活への移行や、福祉施設から一般就労への移行、障害や障害のある人に対する理解の普及など、地域で暮らすために必要な支援を進めていくこととしています。

これらの目標を実現し、障害の有無によって分け隔てられるとなく、誰もが地域社会の一員として住みなれた地域で社会活動に参加しながら安心して暮らすことのできる社会をつくり上げていくため、行政や関係機関・団体だけではなく、町民の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に当たり、ご提言いただきました「上市町障害者福祉計画策定委員会」の委員の皆さまをはじめ、関係機関の皆さま方に心より感謝申し上げます。

令和６年３月

上市町長　中川行孝

－目　次－

第１章　計画の策定にあたって 1

1　計画策定の趣旨 1
2　計画の法的位置づけ 1

第２章　本町の状況 3

1　人口の推移 3
2　障害のある人の状況 6

第３章　計画の基本的な考え方 16

1　計画の基本目標 16
2　計画の策定・推進の基本的視点 17
3　施策の体系 18
4　体制の整備と連携 19

第４章　障害者計画推進の施策 20

基本目標１　互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり 20
基本目標２　自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進 25
基本目標３　地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実 28
基本目標４　快適で安心して暮らせる生活環境の整備 40

第５章　障害福祉計画及び障害児福祉計画 44

1　第７期障害福祉計画等の基本的理念 44
2　成果目標の設定 49
3　活動指標等の設定 54
4　地域生活支援事業 61

第６章　計画の推進のために 65

1　計画の推進 65
2　計画の評価 65

参考資料 66

上市町障害者福祉計画策定委員会設置要綱 66
上市町障害者福祉計画策定委員会委員名簿 67
障害者の雇用状況 68
滑川・中新川圏域の障害福祉サービス事業所 69
滑川・中新川障害者地域自立支援協議会 70

第１章 計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

上市町では、「ささえあう上市」の基本目標のもと、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進していきます。

これらの計画は、令和５年度までを計画期間としており、このたび計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第７期上市町障害者福祉計画・第７期上市町障害福祉計画・第３期上市町障害児福祉計画」を策定します。

策定にあたっては、前期計画の内容及び前期計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本町の障害者を取り巻く環境の変化、課題やニーズ等をふまえ、より実効性のある計画をめざします。

２．計画の法的位置づけ

（１）計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条に定める「障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定める「障害福祉計画」および児童福祉法第 33 条に定める「障害児福祉計画」であり、厚生労働省の示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的指針」（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。

本計画は、「上市町総合計画」に基づいた障害福祉サービス等の提供に係る分野別計画として位置づけるとともに、「上市町地域福祉計画」や町の関連計画（「上市町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「上市町子ども・子育て支援事業計画」等）との整合を図ります。

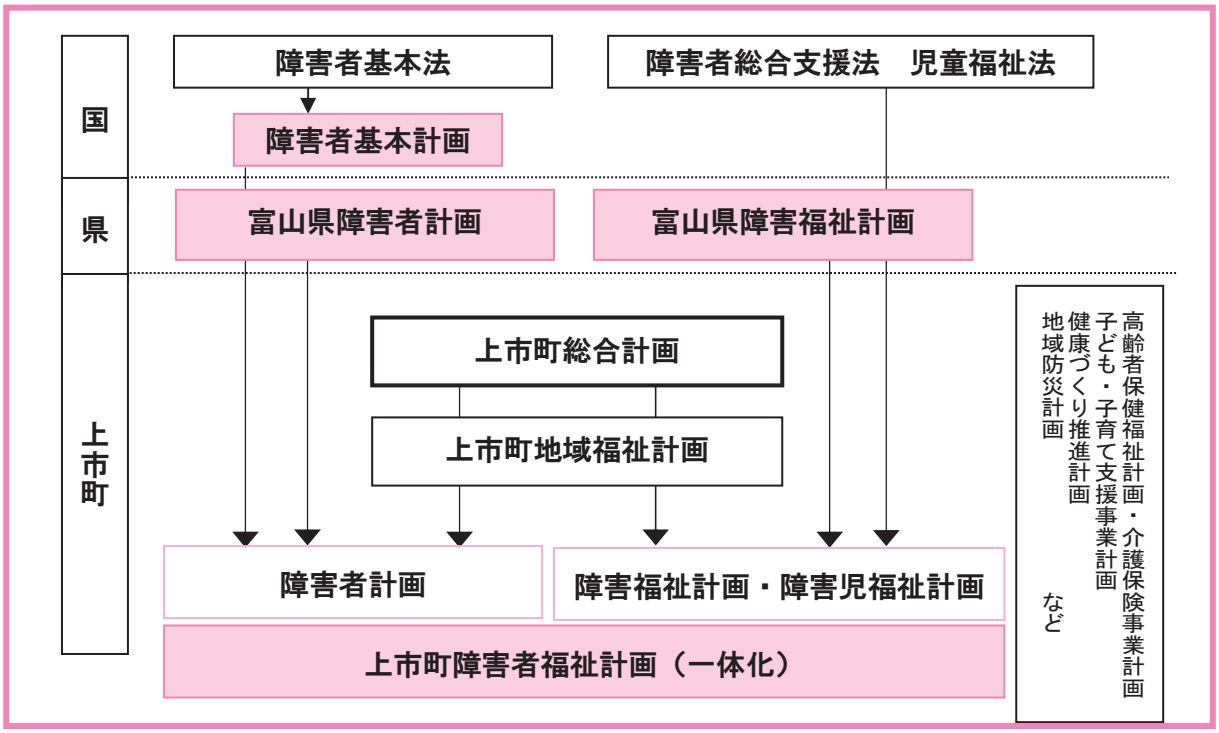

（２）計画の範囲

<table>
<tr><th>計画</th><th>根拠規定</th><th>計画内容</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th><th>令和6</th><th>令和7</th><th>令和8</th></tr>
<tr><td>障害者計画</td><td>障害者基本法
第 11 条</td><td>国の障害者基本計画および都道府県障害者計画を基本とし、当町の障害者の状況等を踏まえた障害者の施策に関する基本的な計画
（基本計画・方向性）</td><td colspan="3">第６期
障害者計画</td><td colspan="3">第７期
障害者計画</td></tr>
<tr><td>障害福祉計画</td><td>障害者
総合支援法
第 88 条</td><td>国の定める基本指針に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関して定める計画
（実施計画・数値目標）</td><td colspan="3">第６期
障害福祉計画</td><td colspan="3">第７期
障害福祉計画</td></tr>
<tr><td>障害児福祉計画</td><td>児童福祉法
第 33 条の 20</td><td>国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画
（実施計画・数値目標）</td><td colspan="3">第２期
障害児福祉計画</td><td colspan="3">第３期
障害児福祉計画</td></tr>
</table>

（３）計画の期間

本計画は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体化したものとなっており、計画期間は令和６年度から令和８年度までの３年間とします。

なお、計画期間中には、社会経済情勢の変化や国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

第２章 本町の現状

１．人口の推移

（１）上市町の人口・世帯数の推移

上市町の令和２年度国勢調査人口は 19,351 人で、平成７年度以降の減少に歯止めがかかっていません。一方、一般世帯数については、核家族化の進行によって、緩やかな増加傾向と１世帯あたり人員の減少傾向が続いており、令和２年度の世帯数は 7,256 世帯、１世帯あたり人員数は３人を割り込み、2.67 人となっています。

なお、令和５年 12 月１日現在の町の人口と世帯数は、19,064 人、 7,737 世帯、１世帯あたり人員は 2.46 人となっています。

【上市町の人口･世帯数の推移】　　（人）

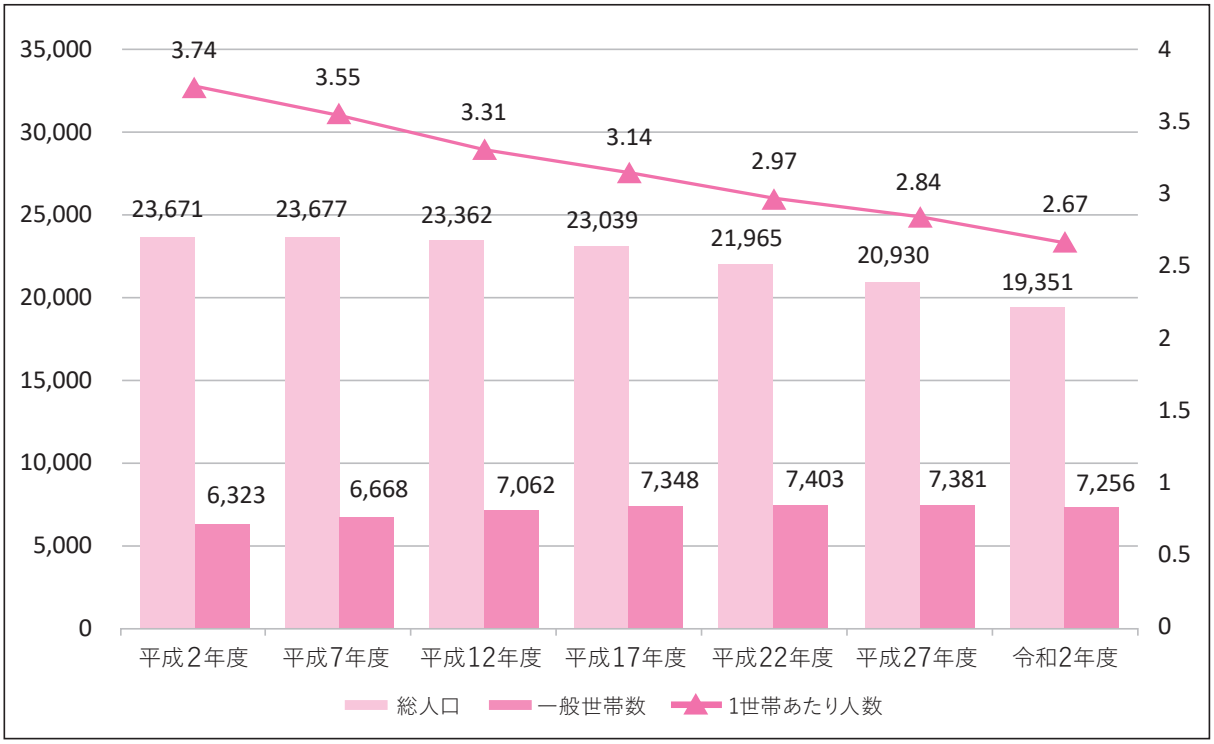

資料：国勢調査

（２）上市町の３階級別人口割合の推移

上市町の３階級別人口（15歳未満）割合の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少しているのに対し、高齢者人口（65歳以上）の割合が増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。グラフ上は、一見緩やかに推移しているかに見えますが、実際には65歳以上人口が平成27年の7,086人から令和5年の7,208人と、122人増加しており、全人口が減少する状況において、その上昇は顕著なものといえます。

また、県平均の人口割合との比較（令和４年 10 月１日現在）では、上市町の 15 歳未満人口割合と、15～64 歳人口割合は県平均（15 歳未満：11.1%、15～64 歳：55.8%）を下回り、65 歳以上人口割合は県平均（33.2%）を上回っています。

上市町の３階級別人口（18 歳未満）は、児から者への割合の推移をみるためです。

【上市町の３階級別人口の推移（１５歳未満）】　（割合）

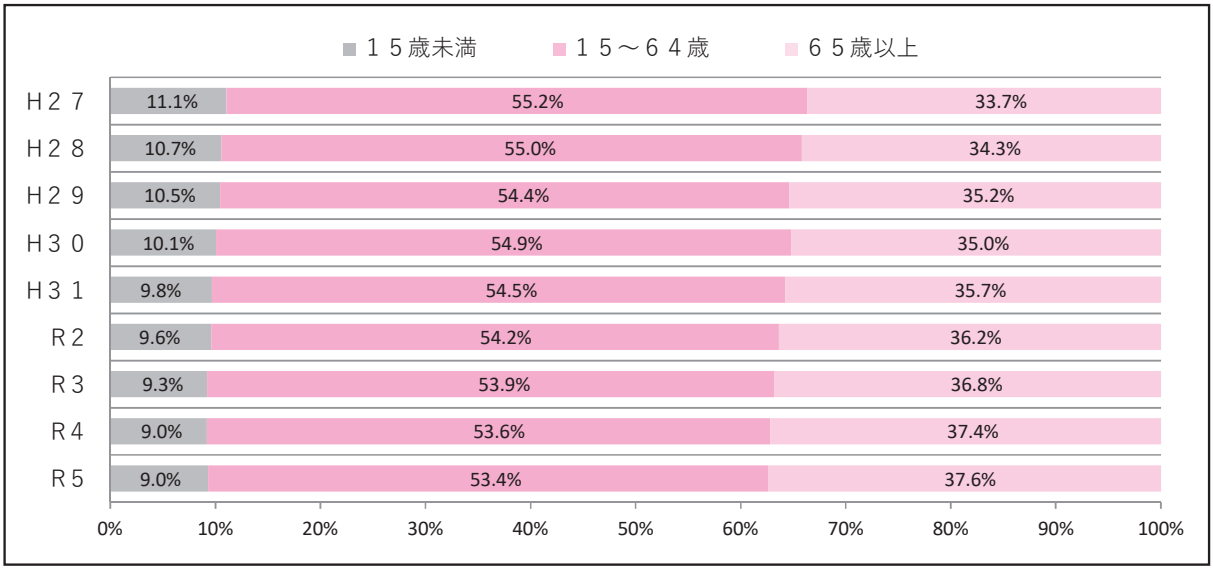

【上市町の３階級別人口の推移（１８歳未満）】　（割合）

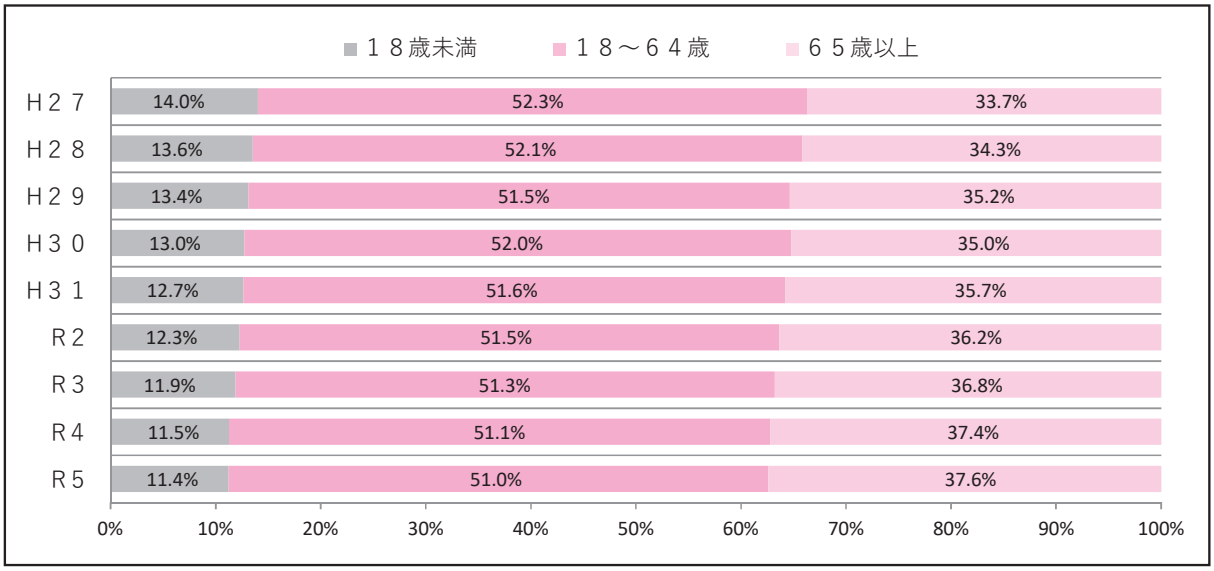

（３）上市町の要介護認定者数の推移

本町の要介護認定者数は、令和２年度以降増加傾向にあります。

要介護認定者を要介護度別にみると、本町で最も多い割合を占めているのは要介護１の 26.7%、続いて要支援２の 15.1%となっており、第７期から軽度者の割合が増え中重度者の割合が減っています。中重度者の割合は、富山県よりも低くなっていますが、要介護５の割合は全国・富山県・中新川広域に比べ高くなっています。

表・グラフ 10　要介護度の推移

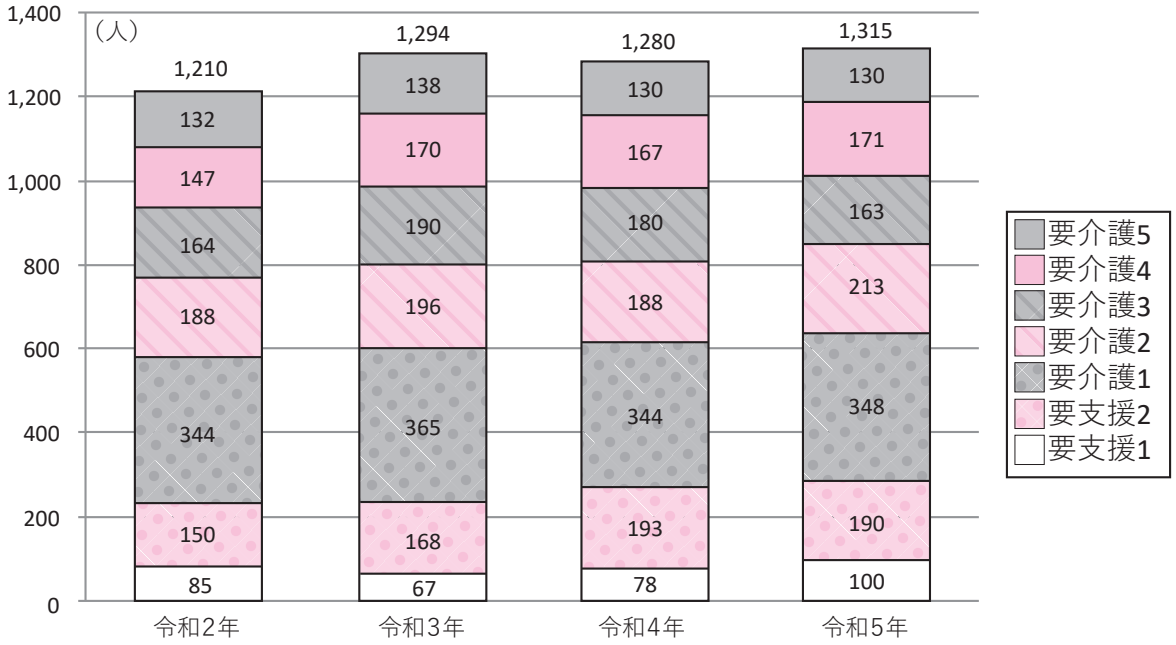

資料）介護保険事業状況報告　　各年９月末日現在　　※第１号被保険者分のみ集計

表・グラフ 11　要介護認定者の要介護度別の割合

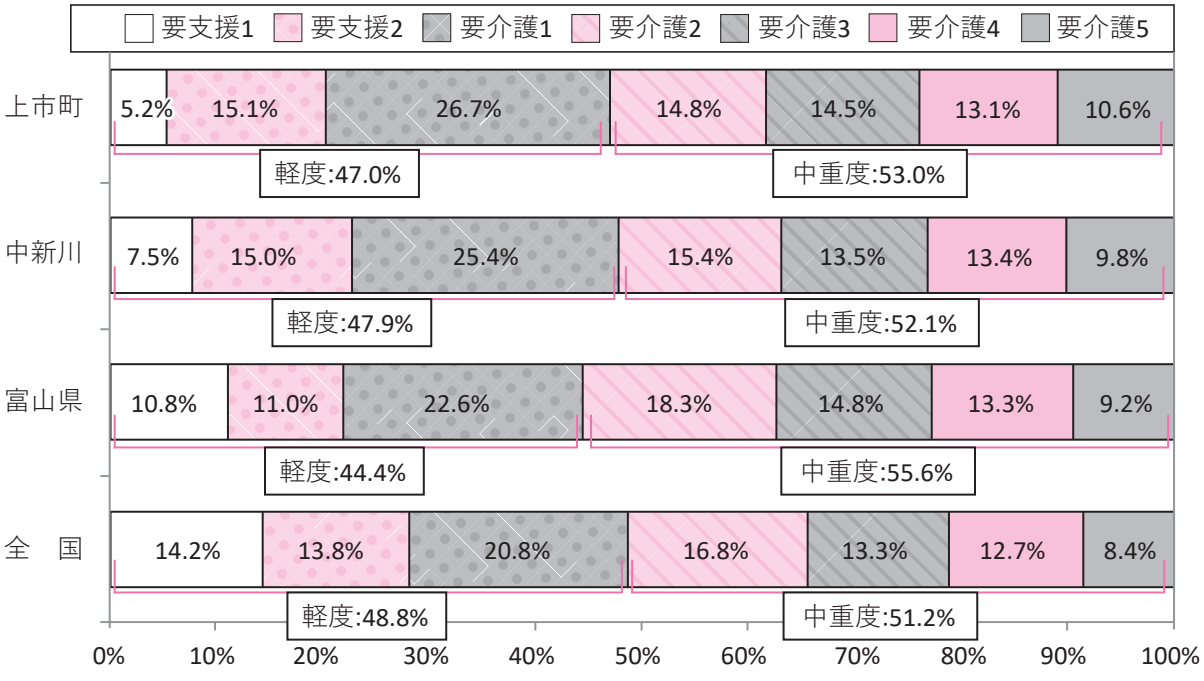

資料）介護保険事業状況報告　令和４年３月末日現在　※第１号被保険者分のみ集計

２．障害のある人の状況

（１）障害者手帳所持者数等の推移

障害のある人の推移を手帳所持者数でみると、総数では平成 30 年から横ばいの傾向にあります。

種類別に障害者手帳所持者数の推移を平成 30 年と比較すると、精神障害者保健福祉手帳で増加しています。また、人口比も増加傾向にあります。

【障害者手帳所持者数の推移】　（人）

区　分	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
身体	1,068	1,054	1,040	1,043	1,024	1,025
療育	159	165	166	166	168	173
精神	158	173	179	178	174	194
合計	1,389	1,392	1,385	1,387	1,366	1,392
人口比	6.65%	6.75%	6.85%	6.97%	7.00%	7.26%

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

人口比：各年４月１日現在の住民基本台帳人口より算出

※合計には２種類以上の手帳を所持している者を重複して計上しています。

【障害者手帳所持者数の推移】　（人）

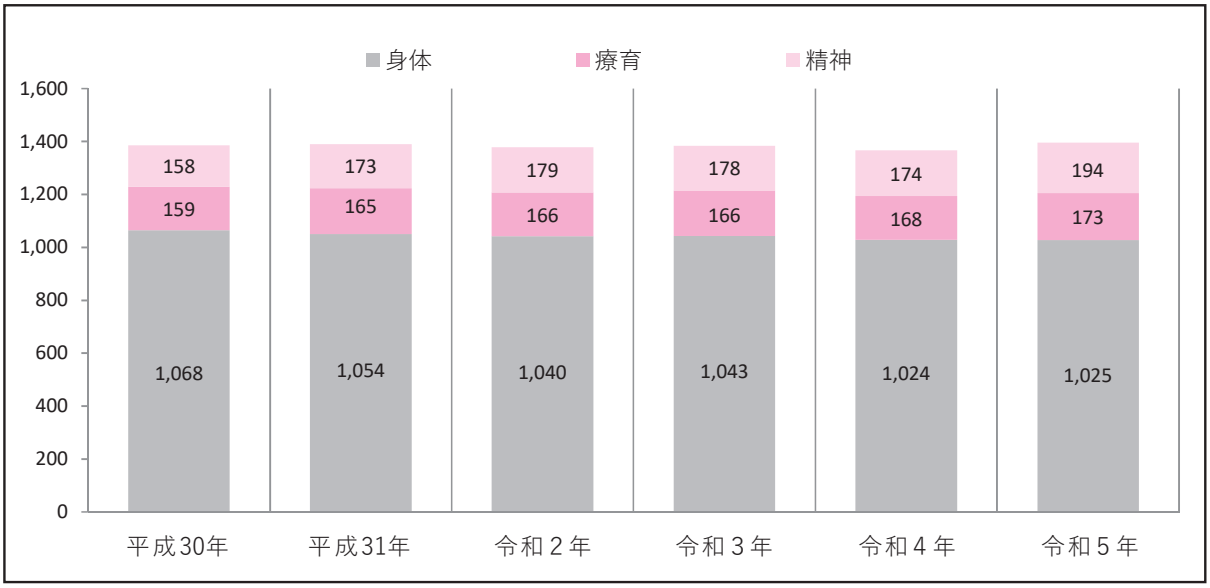

（２）身体障害者手帳

身体障害者手帳の所持者数は、令和 5 年４月１日現在で、1,025 人となっており平成 31 年度からは手帳所持者数では減少傾向ですが、人口比では増加傾向です。

等級別では、「１級」が 294 人、「２級」が 109 人と、重度の障害者の数が 39%を占めています。

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】　　（人）

区　分	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	304	305	303	301	295	294
２級	121	116	119	115	110	109
３級	302	288	277	278	275	275
４級	244	249	238	249	245	246
５級	42	40	38	37	37	38
６級	57	58	65	63	62	63
合計	1,070	1,056	1,040	1,043	1,024	1,025
人口比	5.12%	5.12%	5.14%	5.24%	5.25%	5.35%

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

人口比：各年４月１日現在の住民基本台帳人口より算出

【等級別身体障害者手帳所持者数の推移】　　（人）

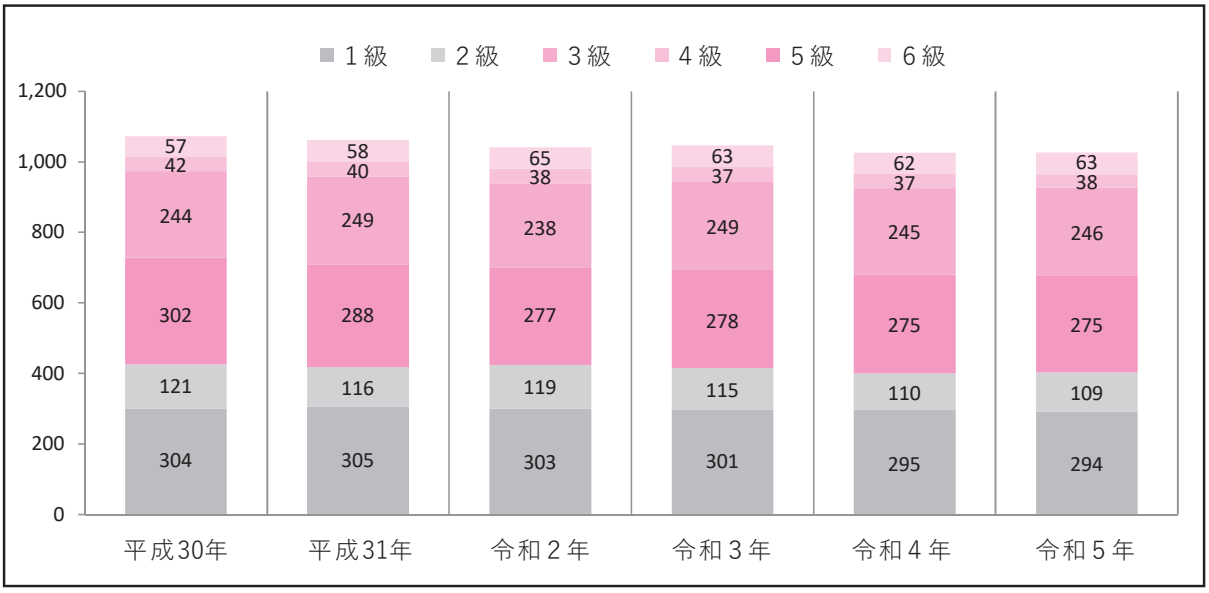

また、令和５年における部位別の所持者数では、「内部」障害が465人と最も多く、次いで「肢体不自由」が428人、「聴覚・平衡感覚」障害が85人と続いています。

【部位別身体障害者手帳所持者数の推移】　（人）

区　分	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
視覚	40	38	40	40	41	40
聴覚・平衡	74	80	83	85	84	85
音声・言語・咀嚼	4	4	4	6	8	7
肢体不自由	473	455	447	438	425	428
内部	479	479	466	474	466	465
計	1,070	1,056	1,040	1,043	1,024	1,025

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

【部位別身体障害者手帳所持者数の推移】　（人）

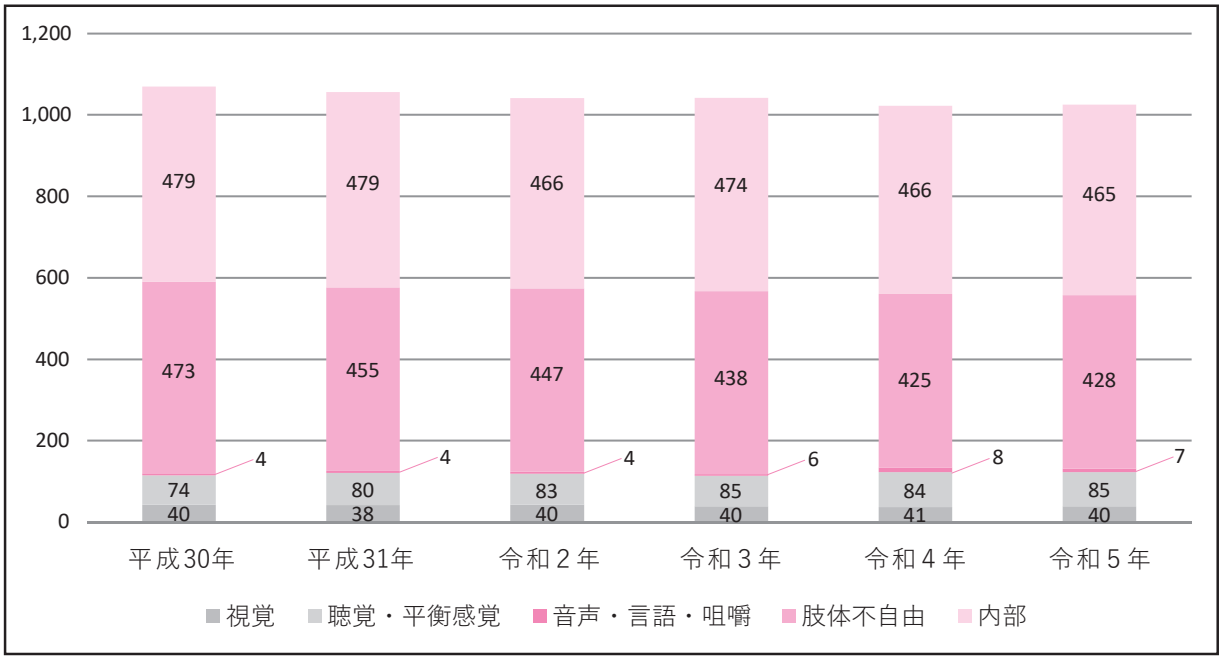

【年齢階層別身体障害者手帳所持者数】　　（人）

障害の区分		身体障害者手帳所持者数						計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上65歳未満	5	2	0	0	1	0	8
	65歳以上	11	11	0	1	6	3	32
聴覚・平衡	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上65歳未満	2	3	2	1	0	2	10
	65歳以上	5	11	9	17	0	33	75
音声・言語・咀嚼	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上65歳未満	0	0	0	3	0	0	3
	65歳以上	0	1	1	2	0	0	4
肢体不自由	18歳未満	7	0	0	0	0	0	7
	18歳以上65歳未満	31	16	11	15	8	5	86
	65歳以上	63	58	71	100	23	20	335
内部	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上65歳未満	34	0	20	13	0	0	67
	65歳以上	136	7	161	94	0	0	398
計	18歳未満	7	0	0	0	0	0	7
	18歳以上65歳未満	72	21	33	32	9	7	174
	65歳以上	215	88	242	214	29	56	844

手帳所持者数：福祉課　令和５年４月１日現在

（３）療育手帳

療育手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年度から増加しており、令和 5 年では 173 人ですが、人口比も増加しています。

このうち、重度の「A 判定」は平成 30 年から令和 5 年では多少の増減はあるが横ばいで推移しています。

【等級別療育手帳所持者数の推移】　　（人）

区　分	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
重度（A判定）	85	82	85	85	85	85
中軽度(B 判定)	74	83	81	81	83	88
合計	159	165	166	166	168	173
人口比	0.76%	0.80%	0.82%	0.83%	0.86%	0.90%

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

人口比：各年４月１日現在の住民基本台帳人口より算出

【等級別療育手帳所持者数の推移】　　（人）

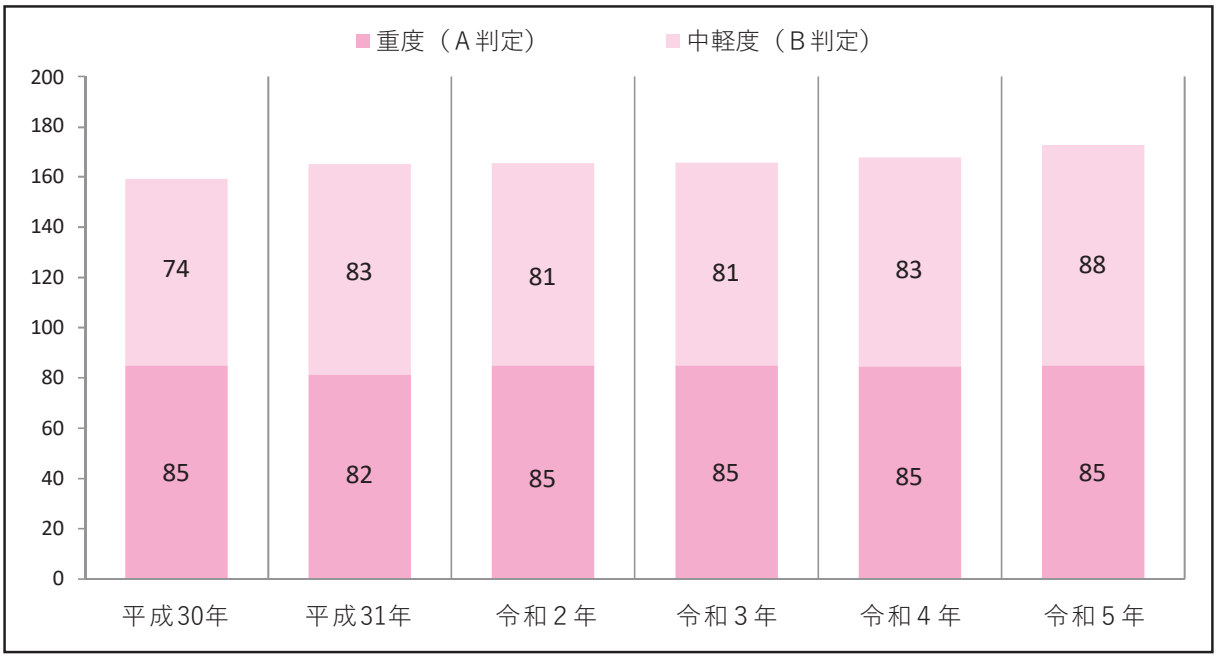

【年齢階層別療育手帳所持者数の推移】　　（人）

区　分	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
18 歳未満	21	24	21	23	23	26
18 歳以上 65 歳未満	125	126	128	124	124	125
65 歳以上	13	15	17	19	21	22
総数	159	165	166	166	168	173

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

（４）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成 30 年の 158 人から増加傾向にあり令和 5 年度で 194 人となっています。この５年間で 1.2 倍に増加しており、人口比も増加しています。

等級別に所持者数をみると、令和５年では「２級」が 109 人と全体の約 56%を占めています。次いで「３級」が 62 人、「１級」が 23 人となっています。

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】　（人）

区　分	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
１級	15	18	23	21	19	23
２級	101	115	111	104	99	109
３級	42	40	45	53	56	62
合計	158	173	179	178	174	194
人口比	0.76%	0.84%	0.88%	0.89%	0.89%	1.01%

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

人口比：各年４月１日現在の住民基本台帳人口より算出

【等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】　（人）

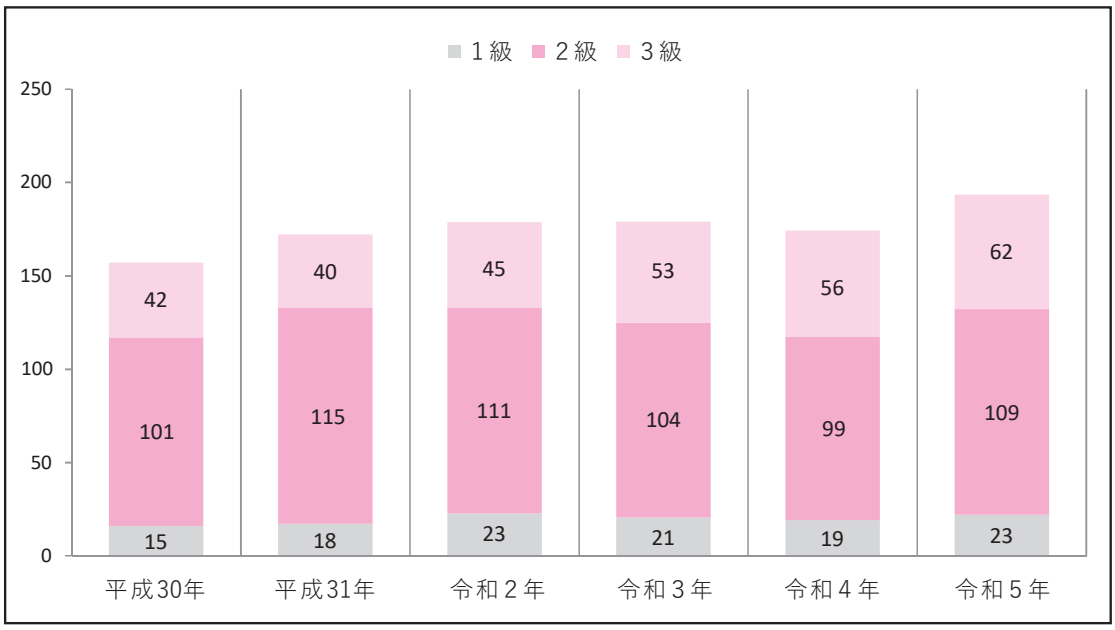

【年齢階層別精神障害者保健福祉手帳所持者数】　（人）

区　分	精神障害者保健福祉手帳所持者		
	１級	２級	３級
18 歳未満	0	0	0
18 歳以上 65 歳未満	9	84	55
65 歳以上	14	26	6
合計	23	110	61

手帳所持者数：福祉課　令和５年４月１日現在

自立支援医療受給者数については、年々増加傾向で推移しており、令和５年では 320 人で平成 30 年からの５年間で 1.2 倍となっております。令和 3 年に減少している理由は、コロナ禍において、受給有効期間の延長があったためです。

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】　　（人）

区　分	平成 30 年	平成 31 年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
受給者数	262	282	294	165	299	320

各年４月１日現在

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】　　（人）

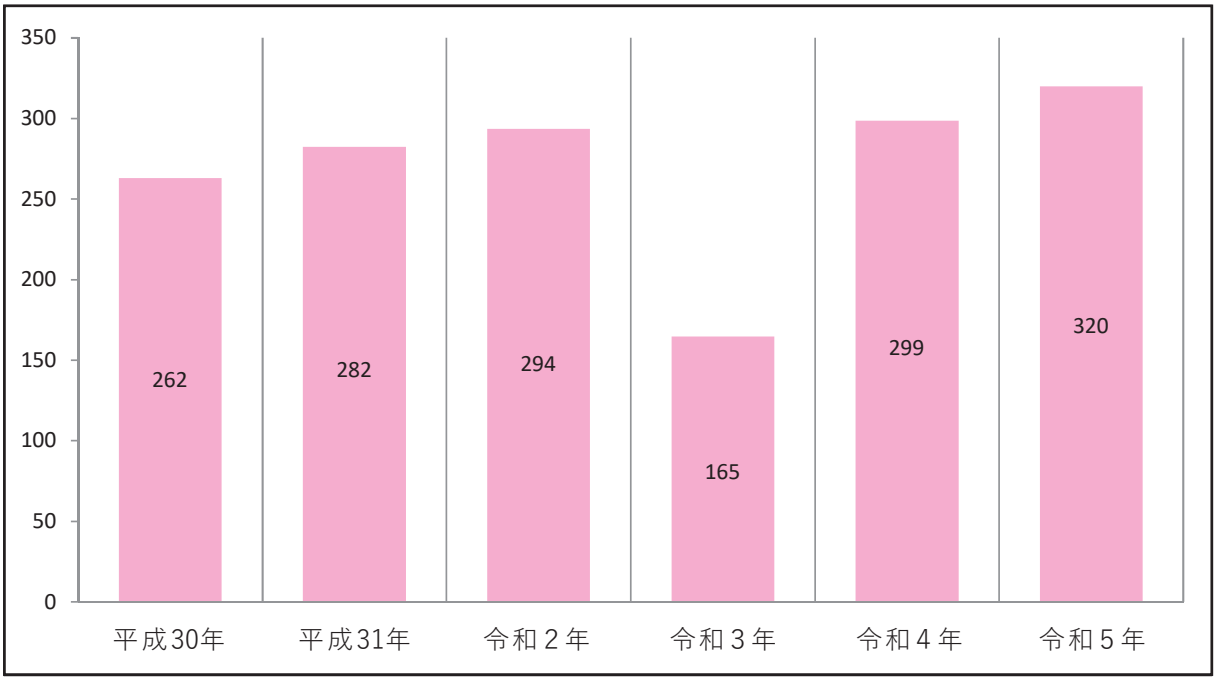

【自立支援医療（精神通院医療）制度】

通院により精神疾患（てんかんを含む）の治療を継続的に必要とする病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するもの。

（５）障害児等の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している障害児数の推移をみると、各手帳を所持する児の数は年々減少していますが、療育手帳を所持する児の数が増加しており、令和5年度で26人（79%）となっています。

また、障害児保育、特別支援学級等の児童・生徒数の推移をみると、近年急増しております。当初、通級指導教室設置校が１校でありましたが、支援が必要な児の増加により各小中学校に設置されたことによるものです。

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している障害児数】（人）

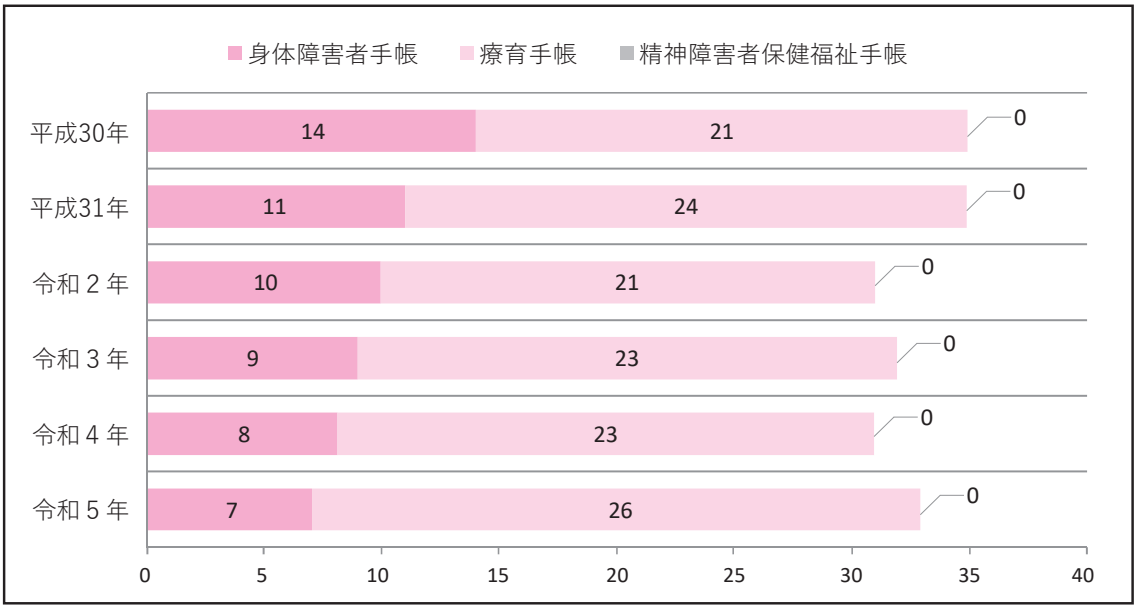

手帳所持者数：福祉課　各年４月１日現在

【障害児保育・特別支援学級等の児童・生徒数の推移】　（人）

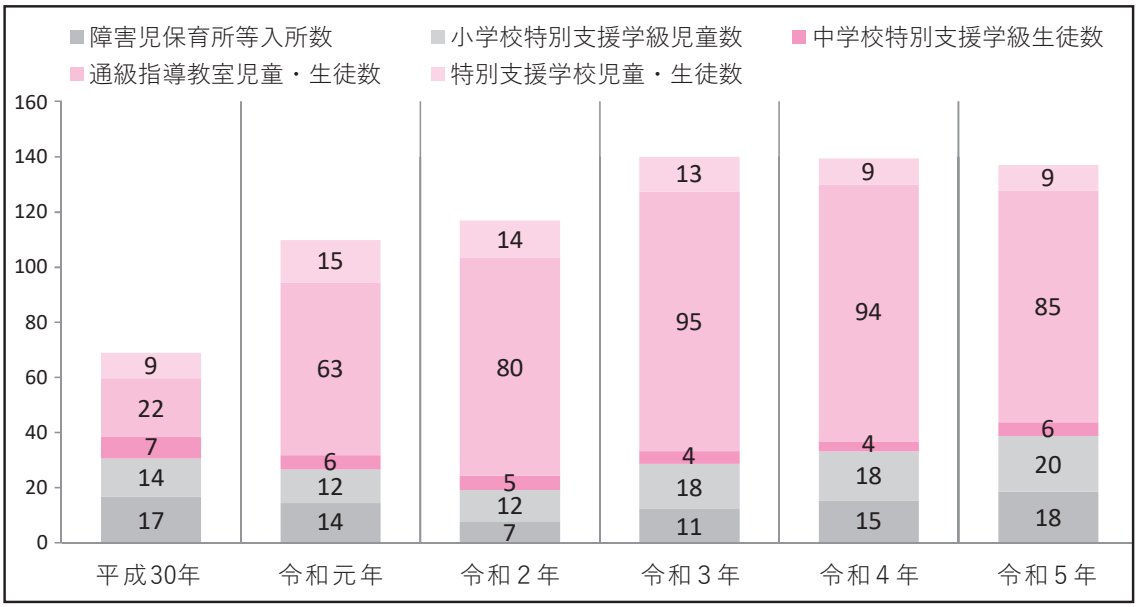

各年５月１日現在

（６）障害福祉サービス等利用者の推移

■障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスを利用するためには、各サービスの支給決定と障害福祉サービス受給者証の交付を受ける必要があります。障害福祉サービス支給決定者数の推移をみると、平成 30 年度以降は増加傾向で推移しています。

また、支給決定者の障害種別をみると、知的障害が多く、47%を占めています。

【障害福祉サービス支給決定者数の推移】　　（人）

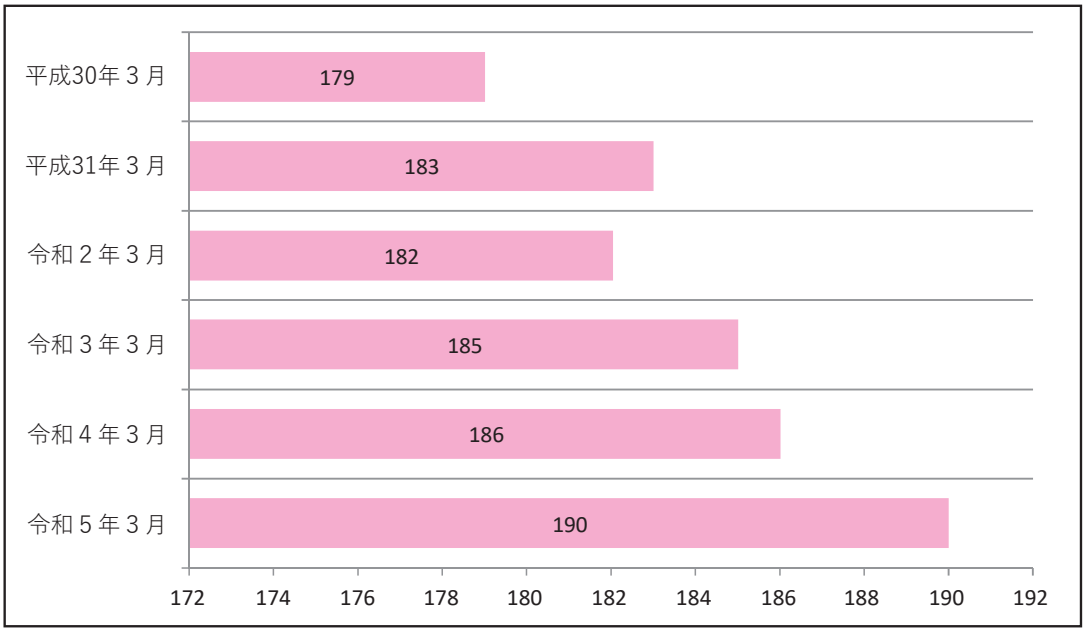

【支給決定者数の障害種別】　　（割合）

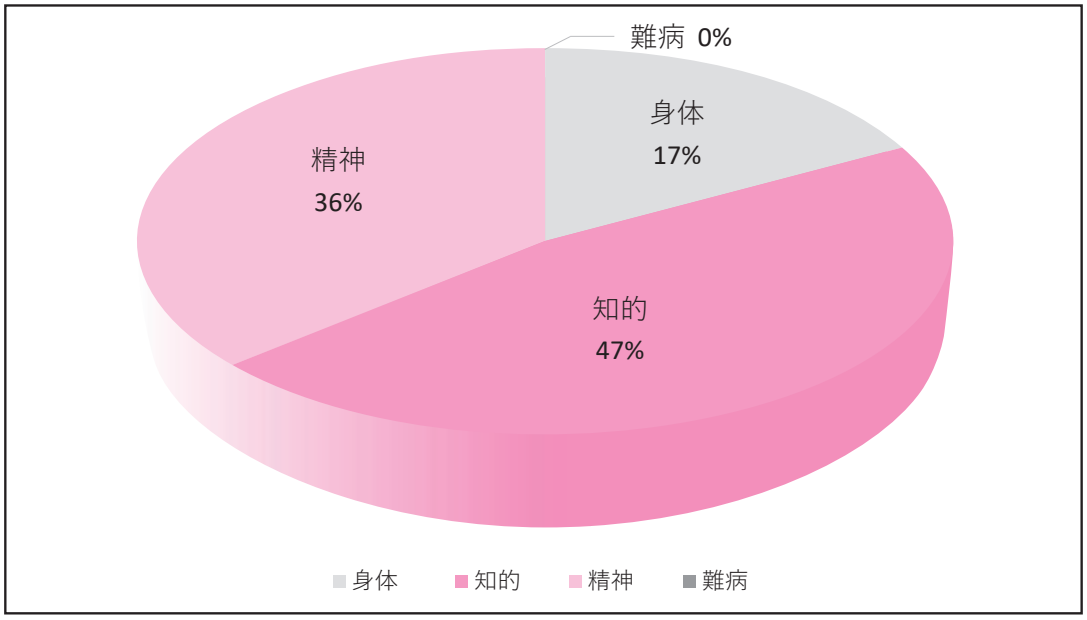

令和５年３月３１日現在

■障害支援区分認定者数の推移

障害支援区分とは、障害者総合支援法における障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示したものであり、１から６までの区分があります。なお、障害児については、発達途上にあり時間の経過とともに障害の状態が変化する等の理由から、障害支援区分は設けていません。令和 ５ 年３月時点の認定者数は１０４ 人で、障害福祉サービス支給決定者数の 54.7%となっています。

【障害支援区分認定者数の推移】　　（人）

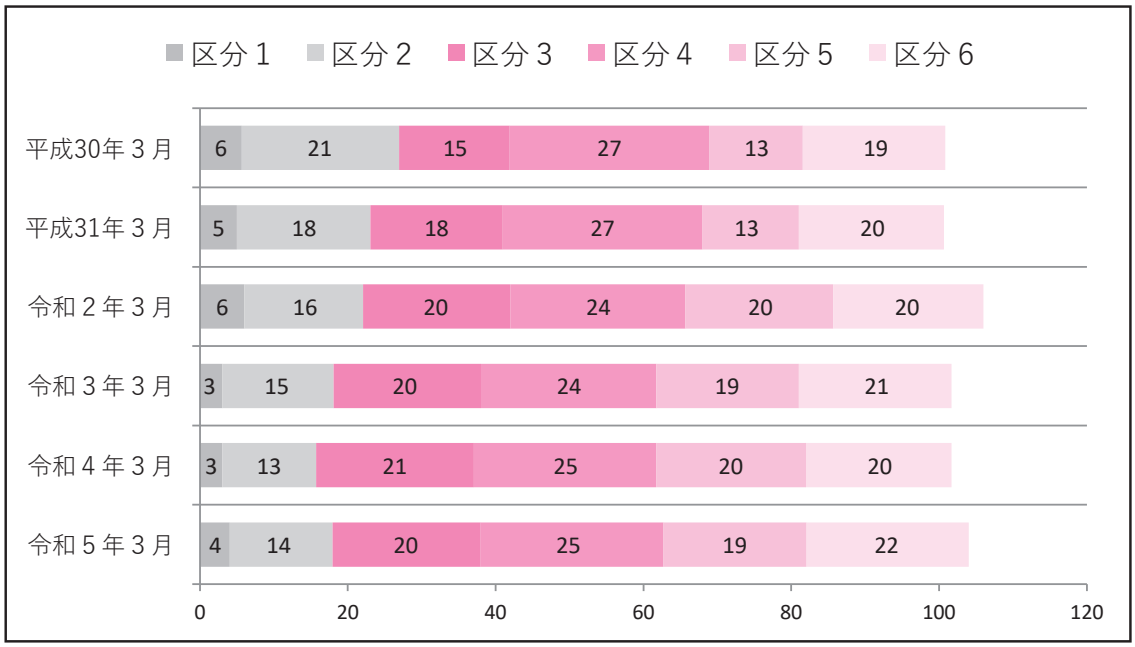

■障害児通所支援支給決定者数の推移

障害児通所支援の支給決定者数の推移を見ると、障害のある子どもの減少を背景に、年々減少が続いていましたが、令和４年度以降増加しています。

【障害児通所支援支給決定者数の推移】　　（人）

第３章 計画の基本的な考え方

１．計画の基本目標

上市町では、「第８次上市町総合計画」において、まちの将来像に「つながる　にぎわう　ささえあう　すべては私とミライのために　みんなが主役のまち　上市」を掲げ、基本的な施策の方向を定めつつ、町政を展開しています。

本計画は、障害者福祉の視点からこの将来像に向けた取組を具体化するもので、今後とも、障害のある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる「共生社会」の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

そこで、障害のある人の守るべきものを守り、みんなで“ささえあう”安全・安心な暮らしができるよう地域福祉を推進し、基本目標として「ささえあう上市」を掲げます。

【基本目標】

ささえあう上市

（まちの姿）

一人ひとりの状況やニーズに応じた福祉サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が地域生活へ移行できる環境や、文化芸術やスポーツ等を楽しめる社会づくりをめざします。

また、障害者の社会参画の機会充実とそのための環境づくりも進めていきます。

２．計画の策定・推進の基本的視点

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会を実現するために、次の６項目を念頭において施策の総合的、計画的な推進を図ります。

（１）障害の特性に応じた支援

障害のある人に関する各種サービスは、障害の種類、程度など複雑かつ多岐にわたっています。

町では、様々な部署との連携・情報の共有を行い、障害特性に応じたきめ細やかな支援が提供できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、支援の質の向上に努めます。

（２）地域生活・在宅生活の充実

障害のある人を含むすべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の整備や訪問系サービス及び日中活動系サービスを充実します。また、住宅改修やグループホーム等へ住まいの場を提供できるよう努めます。

また、近年、頻発する地震や水害、火災への防災・避難対策と、感染症への備えと発生時の支援体制を整備し、生命を守る施策の充実を図ります。

（３）町民参加による地域共生社会の実現

地域共生社会の実現は、関係団体、民間事業者、そして町民一人ひとりが、障害のある人の抱える課題を理解し、全員参加による取組を行うことで実現可能となります。障害のある人に対する理解を深めることにより、町民の一人ひとりが障害のある人を取り巻く問題を認識し、共に解決に向けて主体的に行動していける社会をめざします。

（４）就労の拡大と支援

障害の種類、程度が様々であることから、一人ひとりの個別的なニーズに対応できるように配慮するとともに、よりきめ細やかな就労相談、雇用機会の創出、就労のための教育訓練機会の提供等、雇用促進を図り、障害のある人の就労を支援します。

（５）すべての人にやさしい街づくり

だれもが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考えのもとに、障壁のない生活環境の整備を進め、すべての人が地域社会の一員であることを理解し、それぞれが支え合う、優しさの実感できる街づくりを進めます。

（６）成長過程やライフステージに応じた総合的な施策の推進

障害者施策は、保健・医療、福祉、教育、労働、生活環境など広範な分野にまたがりますが、近年は発達障害のある児童や医療的ケア児が増加しています。したがって、その実施に際しては、関係機関の密接な連携を図るとともに、障害のある人一人ひとりの成長過程やライフステージに対応した総合的な施策の推進と、個人の選択を尊重した制度の確立を図ります。

３．施策の体系

基本目標の「ささえあう上市」に向けて、主要施策の推進・促進等に取組みます。

基本目標		主要施策
ささえあう上市	１． 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり	1　障害及び障害のある人に対する理解の促進 2　差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 3　成年後見制度の普及 4　社会参加活動の推進 5　地域生活支援拠点の整備
	２． 自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進	1　障害のある子どもの教育・育成の充実 2　雇用・就労の促進
	３． 地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実	1　相談支援体制の整備 2　地域生活を支援するサービスの充実 3　障害特性等への対応 4　障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 5　質の高いサービスの提供 6　保健・医療施策の充実
	４． 快適で安心して暮らせる生活環境の整備	1　住みよい生活環境の整備 2　安心して暮らせるまちづくりの推進 3　コミュニケーション支援体制の確立

４．体制の整備と連携

障害のある人のライフステージに応じて、総合的なサービスを提供するために、障害のある人の生活に密着している保健・医療・福祉をはじめとする関係分野の連携と、国、県及び滑川・中新川障害者地域自立支援協議会、圏域の市町村、社会福祉法人をはじめとする民間団体など関係機関のネットワーク化を図っていきます。

（１）庁内体制の整備と連携

①保健・医療と福祉のネットワーク化

障害のある人のライフステージに応じて総合的なサービスを提供するために、保健と福祉部門の連携の強化を図り、福祉課と障害者関連施設及び中部厚生センター、ほか県の関連機関などの保健・医療と福祉の関係機関のネットワーク化を推進します。

②教育と保健・医療・福祉の連携

障害を早期に発見して早期療育に結びつけるため、教育部門と保健・医療・福祉等関係機関の連携を密にしていきます。

③雇用と福祉の連携強化

就労支援事業所等の利用者の中には一般就労に移行可能な人もいることから、福祉施設など福祉部門と公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

④福祉と建設の連携

バリアフリー化を促進するために、福祉部門と建設部門等の連携を強化します。

（２）国、県および近隣市町村との連携

提供する福祉サービスにおいて広域的に取り組む必要があるものについては、国、県及び滑川・中新川障害者地域自立支援協議会と連携して取り組みます。

（３）民間との連携

福祉サービスの提供やすべての人にやさしいまちづくりでは、民間企業、民間病院等の協力が不可欠であり、障害者団体、上市町社会福祉協議会、中新川郡医師会、上市医師会、ボランティア団体等との連携を推進していきます。

（４）計画の進行管理

障害者総合支援法第 88 条の 2 には、「町は障害福祉計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画の変更等の措置を講じること」と規定されています。

この規定の考え方（PDCA サイクル）に基づき、町は、計画の策定を行い（Plan）、その内容を実施し（Do）、実績の把握及び評価（Check）の上、次の目標への反映及び改善（Act）を行っていきます。

また、評価の際には、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会等の意見聴取や上市町のニーズの把握を行うなど、より実情にあった計画になるよう、適切な措置を講じていきます。

第４章 障害者計画推進の施策

● 基本目標１． 互いに認め、尊重し、支え合いながら暮らす地域づくり

主要施策１ 障害及び障害のある人に対する理解の促進

現状と課題

〇「共生社会」の実現には、障害のある人もない人も、誰もが地域で共に生き、共に支え、共に参画できる社会であることが必要です。

〇町民に様々な媒体を通じた広報活動のほか、小・中学校などにおいて、障害のある人との交流活動等による福祉教育を実施し、各種施策を展開します。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①啓発・広報活動の推進	ⅰ 広報媒体を通じた啓発 〇「町報かみいち」、町ホームページ、ケーブルテレビ Net3、パンフレット等を通じて、障害福祉に関する理解の促進に努めます。 ⅱ「障害者週間」の周知 〇町民の間に、広く障害への関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12 月 3 日から 12 月 9 日までの「障害者週間」について、町の広報やマスメディアなどを通じて普及・啓発に努めます。 ⅲ ヘルプマーク等の利用促進・普及啓発 〇外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人が着用することにより周囲に配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」をはじめ、障害のある人に関するマークの利用促進及び普及啓発に努めます。
②福祉教育の推進	ⅰ 障害者理解のための教育 〇小・中学校の総合的な学習の中で、福祉に視点を当てた学習を通じて障害者理解のための教育の推進に努めます。また、生涯学習において福祉講座の充実、発達障害、高次脳機能障害に対する関心を高めていきます。
③地域における交流の促進と住民の参加	ⅰ ふれあい活動の促進 〇各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション等の各種行事を通じて、交流・ふれあいを促進します。

	ⅱ 地域の福祉活動への協力 ○町や社会福祉協議会による啓発活動や地域福祉活動計画に基づくコミュニティケアネット活動等を通じ、地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取組む自主的な福祉活動を推進するとともに、自治会、地区社会福祉協議会など地域に密着した福祉活動を行える組織との協力体制の充実に努めます。
④ボランティア活動の推進	ⅰ 福祉パラスポーツフェスタの開催 ○町社会福祉協議会を通じて年数回、町内の障害のある人、高齢者、児童、生徒、ボランティア、福祉関係者、住民等がパラスポーツを通じて互いの多様性の理解、インクルーシブ（包括的）地域の共創意識の高揚を促進します。 ⅱ 地域ボランティア活動事業の支援 ○町社会福祉協議会を通じて各種ボランティア団体支援や情報誌「ふくしNOW」を発行しています。 ⅲボランティア活動オリジナル事業推進校助成 ○町社会福祉協議会を通じ、町内小・中・高校における福祉教育の推進を目的とするオリジナル事業を支援しています。 ⅳ福祉ボランティア養成事業 ○出張福祉ふれあいプログラム ・町内小・中学校へ、福祉施設利用者と町社会福祉協議会が訪問し、ふれあいを通じて、児童・生徒が地域福祉へ関心を持てるよう、個々の心の醸成に繋がる環境整備をします。 ○ふれあいいきいきサロンボランティア養成研修会 ・要介護予防運動の一環としてサロン運営の担い手を養成し、地域福祉活動、ボランティア活動への参加をより一層促進します。 ○高校生スマホサポーターによる、スマホ教室 ・スマホ教室を実施し、デジタルデバイド（情報技術を利用できる人とできない人との間で生じる格差）の解消と同時に、高校生と地域の高齢者が「共に支え合う」事を学びます。 ○災害救援ボランティア研修会 ・年１回、町内ボランティア・地域福祉関係者・ボランティアサポーター等を対象に災害テーマを決めて訓練を行います。災害による被害の想定、危険箇所の把握を行うことを目的としています。

【ボランティア団体】

- 上市町社会福祉協議会を通じて、ボランティアの養成並びに登録、活動の相談・斡旋を行っており、令和５年６月１日現在、ボランティア団体として登録しているのは 40 団体。
- 登録人数は個人登録と合わせて 1,798 人となっています。

主要施策２ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

○町では、平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行を契機に、障害者虐待に関する相談・通報窓口を整備し、障害者虐待の未然防止、早期発見、対応や市民への普及・啓発に努めています。

○障害のある人とない人が、心の隔たりなく地域で共に暮らすためには、障害のある人への差別や偏見をなくすとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している障壁を取り除く必要があります。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①障害を理由とする差別の解消の推進	ⅰ障害者差別解消法理解の普及啓発 ○障害者差別解消法に関する知識周知の普及啓発を、町の広報紙、ホームページ及びケーブルテレビＮet3 並びに普及・啓発イベント等を通じて情報を発信します。 ⅱ障害者差別に関する相談体制 ○障害者差別に関する相談等について情報を共有・協議し、差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、『滑川・中新川障害者地域自立支援協議会』に機能を付加し、当協議会で情報共有・協議し、紛争の防止等については県協議会とも連係し解決に努めます。
②権利擁護の推進及び虐待の防止	ⅰ日常生活支援事業の普及 ○町社会福祉協議会では、判断能力に不安のある人たちが地域で安心した生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を行っています。また、町においても協力していきます。 ⅱ障害者虐待に関する体制整備 ○障害者虐待防止法に基づく、障害者虐待の通報・届け出の受理・相談・指導・助言・広報機能を町福祉課でもたせており、町民からの虐待通報があった場合は、関係機関・団体等との連携を密に、速やかに対応できる体制を整備します。 ⅲ強度行動障害者への理解 ○強度行動障害者への理解を深めるために、支援研修等に参加し理解促進普及啓発に取組みます。

主要施策３ 成年後見制度の普及

現状と課題

○成年後見制度は、他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、「成年後見制度の利用促進に関する法律（平成 28 年 5 月施行）」が策定されました。

○仕組みの複雑さから、町民への理解が十分にされていないことが現状であり、普及のために制度の周知を図る必要があります。当町では、中核機関を令和６年４月に設置します。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①成年後見制度の普及・相談体制の整備	ｉ成年後見制度の利用促進 ○成年後見制度の利用促進について、障害者本人及び保護者をはじめ障害福祉サービス事業所等に制度の周知を図ります。 ○制度について、中核機関を中心としてパンフレットの配置や、町の広報への掲載を行い周知します。 ○成年後見制度利用支援事業では、町長が障害者に代わって申し立てを行い費用の全額又は一部を助成します。 ○制度を必要とする人が、制度を利用し、尊厳のある本人らしい生活を実感できる体制をめざします。

主要施策４ 社会参加活動の推進

現状と課題

○障害のある人がスポーツや芸術・文化活動など様々な社会活動に参加することは、心身の発達や健康の維持増進だけでなく、人生を豊かでうるおいのあるものとし、日々の生活に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにもつながります。

○日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、活動の振興を図るほか、各種生活訓練等を行う社会参加促進事業の推進により、障害のある人の生活能力の向上や生活の幅を広げるよう支援します。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①スポーツ活動の振興	ⅰ 障害者スポーツの振興 ○障害者スポーツ選手の活動を支援するとともに、障害特性に応じた支援を行うことにより、競技力の向上を図ります。 ⅱ スポーツ活動への支援 ○障害者スポーツ体験イベントやスポーツ教室、大会等に参加できる機会を充実させます。
②文化芸術活動等の振興	ⅰ 参加する機会の拡充 ○障害のある人のニーズに合った趣味・文化活動の実施や情報の提供に努め、障害のある人の社会参加の機会の拡充に努めます。 ⅱ 発表の場の提供 ○「障害者週間」の関連事業として、作品展を開催し、障害のある人が施設等で作成された絵や手芸品等を展示する機会を提供しています。 障害者団体による芸術作品展の開催等支援に努めます。
③社会参加促進事業の推進	ⅰ 社会参加促進事業 ○身体障害者の自動車改造費を助成しています。また、運転免許を取得するために必要な助成を行い、社会参加を促します。 ○地域生活支援事業を活用し、障害のある人の自立と社会参加を促します。

主要施策 5 地域生活支援拠点の整備

現状と課題

○地域生活支援拠点は、障害のある人の重度化や高齢化、あるいは親亡き後を見据え地域での生活整備を滑川・中新川圏域で進めています。

○行政や相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等が連携して支援する体制を整備するものです。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①地域生活支援拠点の整備	ⅰ 地域生活支援拠点の整備 ○障害のある人の重度化や高齢化、あるいは親亡き後を見据え地域で支えるための整備を、滑川・中新川圏域の行政や相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等が連携して体制を整備しています。 ○具体的な支援は、◇相談・連絡体制の確保、◇緊急時の受入れ・対応、◇体験の機会・場の提供です。

基本目標２．自立と社会参加に向けた基盤づくりとしての教育・育成の充実と雇用・就労の促進

主要施策１ 障害のある子どもの教育・育成の充実

現状と課題

○障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、子ども一人ひとりの自立と社会参加を実現するためには、きめ細かな支援を乳幼児期から成人期まで切れ目なく一貫して行うことが重要です。

○町では、個別の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を提供し、引き継いでいくための多様で柔軟な仕組みの整備に努めます。

○地域において、すべての子どもたちと可能な限り共に学ぶことを目指すインクルーシブ（包括的）教育システムの推進に努めます。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①インクルーシブ（包括的）教育システム構築のための特別支援教育の推進	ⅰ就学相談の充実 ○適切な就学相談の充実に努めるとともに、就学前の相談についても、関係機関等と連携を図って実施していきます。 ⅱインクルーシブ教育推進員の配置 ○すべての子どもが、地域の学校でともに学ぶためのインクルーシブ教育推進員の配置に努めます。 ⅲ学校のバリアフリー化 ○学校のバリアフリー化を推進し、障害のある子どもの受入れを容易にしていきます。 ⅳ障害のある子どもへの理解啓発と交流教育の推進 ○小・中学校等における発達障害を含む障害のある子ども・生徒への理解の啓発を行います。また、地域との交流及び共同学習の推進に取り組み、お互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を支援し、地域との共生を図ります。
②一貫した教育相談体制の充実と生涯学習	ⅰ教育相談体制の充実 ○関係機関・団体等と連携し、最も適切な教育機関・教育内容に関する情報を提供できる体制の構築に努めます。 ⅱ生涯学習支援 ○町内の各地区公民館で実施している公民館講座や公民館活動などへの参加を支援していきます。

③地域療育体制の整備	ⅰ 乳幼児健診の充実 ○障害の早期対応を目指し、医療・福祉・保健サービス実施機関と連携を図ります。 ⅱ 医療的ケア児等支援 ○医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育、保育等の関係者等が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行います。 ○支援について関連分野との調整を総合的に行うコーディネーターの配置の促進に努めます。 ⅲ 相談支援体制の充実 ○保護者が早期から継続して、療育や教育相談等の助言・指導を受けられるよう地域の相談支援体制の整備に努めます。

主要施策２ 雇用・就労の促進

現状と課題

○障害のある人が、経済的に自立し地域で質の高い生活を営むためには、就労する（働く）ことが重要であり、社会活動への参加や自己実現にもつながります。働く意欲のある障害のある人が、その適応に応じて能力を発揮することができるよう、雇用・就労の促進のための支援が必要です。

○社会参加や就労の意欲を持つ障害のある人が、それぞれの能力に応じて参加（就労）の機会を選択して自立していけるよう労働基準監督署やハローワークなどの関係機関、関係団体と連携し、雇用啓発活動を推進します。

○町内の民間企業に対して国の各種助成制度や県が実施する社会適応訓練事業などの周知を図り、障害者雇用に関する情報提供に努めます。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①障害のある人の雇用促進、就労支援	ⅰ 事業者の理解の促進 ○障害のある人ができるかぎり一般就労できるよう、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携し、障害者雇用について、事業者の理解を促進するための啓発に努めます。 ⅱ 助成金や優遇措置等の周知 ○事業者に対し、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金や税制上の優遇措置等の周知を図ります。 ⅲ 障害のある人の雇用の促進 ○障害者雇用率制度について、国等の関係機関と連携して、周知に努めるなど、障害のある人の雇用の促進を図ります。

	ⅳ在宅就業等への理解促進 ○障害のある人の能力や障害の特性に応じた多様な雇用・就業形態がとれるよう、短時間勤務やＩＴの活用などによる在宅勤務などについて事業主の理解の促進に努めます。 ⅴ障害者就労施設等からの優先購入等 ○町の発注において、障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体から受注するよう努めます。
②一般就労が困難な障害者に対する支援	ⅰ就労移行支援事業の推進 ○就労を希望する障害のある人が、生産活動等の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける就労移行支援事業の充実を促進します。 ⅱ就労定着支援事業の推進 ○一般就労へ移行した障害者の中には、就労に伴う環境の変化から様々な生活面の課題が生じ、就労の継続に支障をきたしている障害者がいます。企業・自宅等への訪問や来所により、生活リズム、家計や体調管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行い、障害者が安心して働き続けられるよう、サービス促進を図ります。 ⅲ福祉的就労の充実 ○通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供する就労継続支援Ａ型（雇用型）及びＢ型（非雇用型）について、事業者と連携して引き続き支援を行います。また、農業分野での就労支援（農福連携）を推進します。 ○地域活動支援センター（創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流促進を行う）事業の充実に努めます。

上市町の福祉事業所（令和５年１月１日現在）

事業所名称	作業内容	定員	指定年月日
いっぽいっぽ上市 （就労継続支援Ｂ型事業所）	農業、弁当、自主製品販売	20 人	H25.7.1
ワークハウス剱 （就労継続支援Ｂ型事業所）	パン・シフォンケーキ等の製造、 手工芸品、日用雑貨	20 人	H18.10.1
さつき苑 （就労継続支援Ｂ型事業所） （生活介護）	請負作業、手工芸品、入浴雑貨	38 人	H19.4.1
であい工房 交流サロン　amie（アミ） （就労継続支援Ｂ型事業所）	請負作業、焼菓子製造 日用雑貨、ぼかし肥製造等 喫茶・軽食、自主製品販売	33 人	H19.4.1
工房よつば （就労継続支援Ｂ型事業所）	請負作業、入浴雑貨 農作物販売、手工芸品	20 人	H24.4.1

基本目標３．地域での自立した生活を支援する福祉・保健・医療の充実

主要施策１ 相談支援体制の整備

現状と課題

○相談支援は、生きづらさを抱える方すべてを対象とし、気軽に相談できる最初の相談窓口としての役割を担う必要があります。そして、教育、医療等各分野の相談機関などが網の目のように地域の中に存在することで、地域のセーフティネットをつくり、その一つとして機能することが求められます。

○障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう相談しやすい体制づくりを図ります。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①自己決定の尊重及び意思決定の支援	ⅰ自己決定の尊重と意思決定の支援 ○判断能力が十分でない人に対する福祉サービス利用援助や、福祉サービスに関する苦情解決など、利用者の意向、適性、障害特性に配慮したサービス提供体制の充実を図ります。
②地域における相談支援体制の充実	ⅰピアカウンセリング等の充実 ○ピアカウンセラー（同じ障害を持つ仲間による相談活動者）、ピアサポーター（自身も障害者や病気の経験があり、その経験を活かしながら同じ境遇者をサポートする人）の育成に努めます。 ⅱ総合的な相談体制の充実 ○滑川・中新川障害者地域自立支援協議会を中心とし、また相談事業所などと連携し総合的な相談支援体制の充実を図ります。 ○地域の中核的な役割を担う、主任相談支援専門員の養成に協力します。 ⅲ身体障害者相談員・知的障害者相談員等の充実 ○障害のある人の相談に応じ、必要な指導等を行うために、身体障害者相談員として５名、知的障害者相談員として２名に委嘱していますが、その役割を十分担うことができるよう、研修等を通じて充実を図ります。
③専門的な相談支援体制の充実	ⅰ専門支援体制 ○上市町保健福祉総合センターでは、町福祉課（社会福祉班・児童班・保健班）、地域包括支援センター、社会福祉協議会（ホームヘルパーステーション）等の保健・福祉の機能を本施設に集約し、各種相談に応じ、必要があるときには各セクションと連携・調整を図り、各サービスの提供に努めています。

相談窓口

機関名		内容	所在地
上市町福祉課	社会福祉班	障害者手帳、障害福祉、精神保健に関すること、虐待通報など	上市町湯上野 1176 TEL076-472-1111
	保健センター	健康診断、健康増進事業、保健、精神保健等に関することなど	
	地域包括支援センター	介護保険、在宅福祉、介護予防に関することなど	
上市町社会福祉協議会（※１）		ボランティア、法律、結婚、介護、ヘルパーに関することなど	上市町湯上野 1176 TEL076-473-9300
新川会地域生活相談室（四ツ葉園内）		障害福祉に関する情報提供、制度の利用、サービスに関する相談など	上市町稗田 1-32 TEL076-472-1118
地域生活支援センター自然房			上市町柳町 23 TEL076-473-1644
富山県中部厚生センター（※２）		難病、心の健康に関することなど	上市町横法音寺 40 TEL076-472-0637
富山県障害者相談センター		身体障害の相談・身体障害者手帳に関すること 知的障害の相談・療育手帳に関すること	富山市下飯野 36 （県リハビリテーション病院・こども支援センター内） TEL076-438-5560
富山県高次脳機能障害支援センター		高次脳機能障害（児）に関する相談など	同上 TEL076-438-2233
富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」		発達障害に関すること	同上 TEL076-438-8415
富山県社会福祉協議会	難病相談・支援センター	難病に関する相談など	富山市安住町 5-21 （サンシップとやま内） TEL076-432-6577
	若年性認知症相談・支援センター	若年性認知症に関する相談など	同上 TEL076-432-7501
	東部生活自立支援センター	生活困窮者の相談	魚津市新宿 10-7 TEL0765-24-2255
富山児童相談所		子どもの発育・発達、性格や行動に関することなど	富山市東石金町 4－52 TEL076-423-4000
滑川公共職業安定所（ハローワーク滑川）		障害のある人の職業相談など	滑川市辰野 11-6 TEL076-475-0324
富山障害者職業センター		障害のある人の職業相談や職業リハビリテーションなど	富山市桜橋通り 1-18 TEL076-413-5515

富山障害者就業・生活支援センター	ハローワークや就業センターとの連携による就職相談など	富山市坂本 3110 （セーナー苑内） TEL076-467-5093
富山県障害福祉課相談室	障害を理由とする差別に関する相談（差別解消法）	富山市新総曲輪 1-7 （富山県庁本館 1 階） TEL076-444-3959
障害者権利擁護センター （富山県障害福祉課内）	障害者虐待防止に関する相談	
富山県心の健康センター	精神的な病気、社会復帰相談に関することや摂食障害、アルコール依存症に関することなど	富山市蜷川 459-1 TEL076-428-1511
富山県ひきこもり地域支援センター	ひきこもり本人及びその家族等の支援に関すること	同上 TEL076-428-0616
富山県依存症相談支援センター	依存症の相談対応や研修会、家族教室等による支援に関すること	同上 TEL076-461-3957
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま	性暴力被害者へ被害直後から中長期にわたる総合的な支援に関すること	TEL076-471-7879 または＃8891

（※１）上市町社会福祉協議会で行っている相談業務

相談種別	相談日・時間	相談員	相談内容
法律相談 （予約制）	毎月第２火曜日 9：00～11：00	弁護士	相続相談、扶養、土地家屋、金銭貸借、賠償問題に関する相談
結婚相談	毎月第2･4火曜日 13：00～16：00	結婚相談員	結婚に関する相談
介護相談	月曜日～金曜日 8：30～17：15	介護支援専門員 社会福祉士	福祉サービスの利用、介護の仕方、介護用品などの相談
心配ごと 悩みごと相談	毎月第３水曜日 13：00～15：00	民生児童委員 中部厚生センター相談員	日常生活に関する心配、悩みごとに関する相談
生活福祉資金 貸付相談	月曜日～金曜日 8：30～17：15	常勤職員 社会福祉士	生活福祉資金に関する相談
生活就労相談 （県東部生活自立支援センターと連携）	月１回（随時） 10：00～11：30	相談支援員 就労支援員	自立相談支援、就労支援、家計相談
ボランティア相談	月曜日～金曜日 8：30～17：15	ボランティア コーディネーター	ボランティアに関する相談
常設相談	月曜日～金曜日 8：30～17：15	社会福祉士 常勤職員	日常生活に関する心配、悩みごとに関する相談

（※２）富山県中部厚生センターで行っている相談業務

相談種別	相談日・時間	相談員	相談内容
精神科医師による相談	毎月第２水曜日 13：30～15：30 （事前予約要）	精神科医師	・統合失調症の治療や社会復帰に関する相談 ・ストレス、うつ症状に関する相談 ・不安症、強迫性障害に関する相談 ・気分障害に関する相談 ・アルコール依存症などの依存症に関する相談 ・ひきこもりに関する相談 ・認知症、もの忘れに関する相談 ・その他、不眠が続く等不調に関する相談など
保健師による相談	月曜日～金曜日 8：30～17：00 (休日、祝祭日、年末年始を除く)	保健師	

その他各種相談

相談種別	相談日	相談場所
年金相談	毎月第４火曜日	働く婦人の家
人権・行政相談	毎月第２水曜日	保健福祉総合センター１階
子育て相談	毎週水・木曜日	こどもの城
消費生活相談	毎週月・火・木・金曜日	役場町民課

主要施策２ 地域生活を支援するサービスの充実

現状と課題

○障害者総合支援法等に基づいて、障害のある人の生活の質の向上をめざして、各種サービスを推進します。

○障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、入院・入所中であっても退院・退所に向けた支援を行い、地域で生活している人に対して助言や訪問等、適時適切な支援を行います。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①情報提供への具体的な取組	ⅰ行政情報等 ○「障害者福祉のしおり」の充実 ・障害のある人を対象とする福祉サービス、相談機関等の情報をまとめた「障害者福祉のしおり」は、内容の充実を図りながら発行していきます。 ○窓口に障害に関するパンフレットを備え各種情報提供に努めます。 ○視覚に障害のある人等に配慮した情報提供の充実に努めます。 ○ホームページによる福祉情報の充実 ・ホームページを充実し、行政情報・福祉情報の浸透に努めます。 ⅱ一般情報サービス ○録音図書の貸出サービス等の充実 ・町立図書館では、視覚に障害のある人に対する録音図書の貸出サービスを行います。 ○音声拡大読書器の設置 ・町立図書館では、本を目で読みにくい方も読書を楽しむことができるように、音声拡大読書器を設置しています。
②サービス内容	ⅰ行政等サービス ○障害者手帳の交付 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付時には、医療費助成、税の優遇等各種情報提供等の充実に努めます。 ○在宅生活等支援 ・在宅生活等が送れるように、障害福祉サービス費の適切な給付を行います。 ○生活福祉資金の貸付 ・上市町社会福祉協議会では、障害者世帯や低所得世帯、高齢者世帯等が、生活の維持のためなどに必要な場合、資金を低利又は無利子で貸し付ける制度があります。

②サービス内容	○重度心身障害者等医療費助成 ・上市町では、障害のある方々の経済的負担の軽減のため、保険診療の医療費の内、自己負担金又は一部負担金を助成します。 ○自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療） ・医療費の公費給付を行います。 ○心身障害者扶養共済制度 ・障害のある人の保護者が掛金を納め、保護者が万が一死亡又は重度障害となった場合に、残された障害のある人に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定を図るものです。 ○年金や手当の給付 ・障害者（児）の手当としては、特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当と町単独事業の心身障害者年金を給付し、障害のある人や障害者世帯の支援を行います。 ○在宅要介護高齢者等寝具丸洗い・消毒乾燥サービス事業 ・肢体不自由の身体障害者（児）のうち、寝たきり等、最重度の人を対象として年２回ふとんの乾燥・消毒を実施しています。 ○おむつ購入券の交付（助成） ・在宅の寝たきりであって常時おむつを必要とする人、身体障害者手帳の肢体不自由１・２級所持者に対しおむつ購入助成をしています。 ○福祉タクシー制度 ・移動が困難な障害者に、タクシー利用券またはガソリン給油券の交付をすることにより、生活範囲を広げ、積極的な社会参加の促進に努めます。 ○補装具給付事業 ・身体障害者や知的障害者の身体の機能障害を補う必要のある場合に、主に車いす、補聴器、装具、義肢などの補装具の交付又は修理を行います。 ○障害者家族支援 ・短期入所や日中一時支援事業、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、重症心身障害児（者）、医療的ケア児にレスパイトサービス事業を行います。 ○住宅改修費補助事業 ・重度の障害のある人の在宅生活を支援するため、視覚に障害のある人や肢体不自由の人が、家中の段差解消、浴室やトイレに、手すりを設置するなどの住宅のバリアフリー化に対する助成を行います。 ○町営住宅の優先入居と家賃減額 ・障害を有する人がいる世帯に対し、町営住宅への優先入居や家賃減額を行い、障害者向けの住宅の確保に努めます。

主要施策３ 障害特性等への対応

課題と現状

○障害のある人が支援を必要とする分野は多岐にわたり、また、障害のある人を取り巻く環境は多様・複雑化しています。

○障害のある人の生活の質を向上できるよう、関係機関同士の連携を図りながら、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①発達障害のある人の支援	ⅰ 発育・発達相談等の充実 ○疾病や発育・発達の遅れや、心身の異常の早期発見、早期治療に努め、早期に適切な支援等を行うことを目的に、４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の充実に努めます。 ○健康診断で発見された心身の遅れや障害の疑いのある乳幼児に対して、精密検査の勧奨や療育施設の紹介等を適切に行います。 ○保護者の育児姿勢の確立を支援します。 ⅱ 理解促進 ○自閉症、アスペルガー症候群などの発達障害について、広く町民に正しい知識の普及に努め、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターと連携し、早期から発達段階に応じた支援を受けることができるよう努めます。 ⅲ 相談支援体制の整備 ○発達障害者の中には、本人や家族に発達障害の気づきがないまま成人を迎え、就労困難や経済的問題など社会的不適応を抱えていることがあることから、早期に相談でき、適切な支援が受けられるよう多職種支援体制の強化を図ります。
②高次脳機能障害・難病患者等への支援	○高次脳機能障害や強度行動障害のある人及び難病患者等については、特別な支援を要する場合があり、障害特性に応じた支援が提供できるよう、関わる職員の質の向上及び専門性の確保を図るとともに適切な支援につなげていきます。
③医療的ケア児（者）・その家族への支援	○医療的ケア児（者）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、各関係者等が情報を共有し、課題解決に向けて協議を行います。

主要施策４ 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用

課題と現状

○施設に入所している障害のある人の地域への移行を支援してきた結果、県内の施設入所者数は減少してきました。これからも、地域生活を希望する障害のある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス、ボランティア活動の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①施設整備のあり方	○障害者施設は、各種在宅サービスを提供する在宅支援の拠点として地域の重要な資源と位置づけ、その活用を図っていきます。

主要施策５ 質の高いサービスの提供

課題と現状

○福祉ニーズの多様化に対応し、障害のある人に質の高い福祉サービスを提供するためには、サービス提供事業者・施設がサービスの質の向上に努めるとともに、担い手である福祉人材の養成・確保や資質の向上を図る必要があります。

○県の研修や指導監査、事業所の自己評価のほか、事業所や関係団体もメンバーとなっている滑川・中新川障害者地域自立支援協議会での意見交換や情報交換を通じてその資質の向上を図ります。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①障害福祉サービスの質の向上	○障害福祉サービスに関するニーズの把握に努めるとともに、利用するサービスを選択しやすいよう、適切な情報提供に努めます。 第三者機関による客観的な評価の実施を確保し、サービスの質の向上を図ります。
②障害福祉人材の育成・確保	ⅰ 専門職の確保と養成 ○障害のある人の自立支援は、それぞれの障害に対する専門的な知識を持っている人が対応する必要があり、今後、多くの専門職が必要となることから、その養成と確保に努めます。 ⅱ 有資格者の採用 ○サービスの質の確保を図るために、社会福祉士、精神保健福祉士、手話通訳士などの有資格者を採用するように要望していきます。

	ⅲ専門職員の資質の向上 ○保健・医療・福祉事業従事者の連携を図り、障害の原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、専門職員の資質向上を図ります。 ⅳ民生委員・児童委員などの障害理解教育 ○地域で福祉活動に携わる民生委員・児童委員などに、障害についての理解を深めてもらい、日々の福祉活動を通じて、地域に広めてもらうことにより、地域共生社会の実現を図ります。

主要施策６ 保健・医療施策の充実

課題と現状

○障害をできるだけ早期に発見し、障害の軽減と基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげなければなりません。

○障害のある人が適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、障害の原因となる疾病等の予防や治療、障害の早期発見のため、関係機関が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①障害の原因となる疾病の予防・早期発見	○子どもから高齢者まですべての人が生涯にわたり健康で生活していくためには、各自が日頃から健康保持に関心を持つとともに、疾病や障害の早期発見・治療がとても重要であり、各種保険事業を充実させます。
②保健・医療体制の充実	**母子保健対策** ⅰ妊産婦健康診査 ○妊婦の定期健康診査により、妊婦の健康管理や異常の早期発見を行い、健やかな出産を迎えられるよう、医療機関と連携し、健康診査を実施します。母子健康手帳交付時に受診票を交付します。 ⅱ乳児一般健康診査 ○乳児の健康の保持及び増進に努め、異常を早期発見して医療機関と連携しながら適切な処置を図っています。 ⅲ乳幼児健康診査 ○４か月児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査を実施し、乳幼児の健康状況の確認と母子保健や育児に関する情報提供を行います。

②保健・医療体制の充実	ⅳ子育て支援事業 ○親が子育てに生きがいと楽しさを感じ、親自らが子どもとともに成長し、子育ての問題を解決していくための支援を行うことを目的に、家庭訪問、育児講座、育児相談を実施します。 ⅴ障害児等発達相談会 ○幼児の健康診査等において発達障害の疑い又はその可能性があると思われる児を対象に療育相談を行い、幼児の健全育成を図ります。 **成人保健対策** ⅰ保健指導 ○特定健康診査の結果「要指導」と判定された中で、生活改善が必要な人に対して、特定保健指導及び訪問指導を行います。 ⅱがん検診 ○がん検診を実施し、がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発、健康の保持及び増進を図ります。 **訪問看護** ○医師の指示に基づいて、在宅で寝たきりの人や難病性疾患、末期がん患者、精神疾患等に対し看護師等が訪問し、介護に重点を置いた看護サービスの提供を行います。 **精神科救急情報センター（実施：富山県）** ○24 時間体制で緊急の精神科医療相談を受付します。 **健康管理・増進施策の充実** ○健康づくり推進計画に基づき、健康相談、健康教育、健康診査、訪問指導などの健康増進事業を充実し、健康づくりの取組を推進します。 ○関連機関との連携のもとに、障害の発生予防、早期療育体制、精神保健、難病対策などの保健サービスの充実を図ります。 ○健康診査結果のデータベースの活用、健康相談・教育の実施、特定保健指導など、一人ひとりに応じたきめ細やかな保健事業の推進を図ります。 ○療養、看護、機能訓練などを必要とする人に対して、保健師、理学療法士、看護師等が各家庭を訪問し、指導援助を行っていますが、この訪問指導事業を一層充実します。 ○ヘルスボランティア、食生活改善推進員、母子保健推進員などの育成に努めます。
③リハビリテーション提供体制等の充実	ⅰ心の健康づくりのための相談体制の充実 ○うつ病対策を中心とした自殺予防対策を講じていきます。さらに、地域包括支援センターで実施している高齢者のうつ対策、閉じこもり、認知症のケアについての相談の充実に努めます。

	ⅱ 精神科疾患の早期発見と適切な対応 ○厚生センター、保健福祉総合センター、医療機関との連携により、精神疾患の早期発見に努めるとともに、適切な対応に努めます。 ⅲ 精神科デイケア ○精神障害者の病気の再発・再入院の予防、社会参加の促進を図ります。 ⅳ 訪問リハビリテーション ○主治医の依頼により理学療法士等が訪問し、在宅でのリハビリテーションを行います。 ⅲ 富山圏域地域リハビリテーション広域支援センターの指定 （かみいち総合病院） ○富山圏域の厚生センターと一体的に、地域の医療機関や介護老人保健施設、居宅介護支援事業者等のリハビリ実施機関や市町村に技術的支援や情報交換を行うことにより、各機関や関係者が有機的にかつ組織的に活動できる体制づくりを目的としています。 ○リハビリテーション実施機関への支援（相談窓口の設置：住宅改修や福祉用具の相談支援）、リハビリ従事者への支援・研修会の開催などを行います。 ○障害のある人が地域で個々のニーズに応じた適切な機能回復・維持訓練を受けることができる体制の整備を進めるとともに、福祉・医療関係機関が連携して、地域リハビリテーション機能の強化を図ります。 ○保健サービス、医療サービス、在宅ケア並びにリハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを関係者の連携・協力のもと、地域住民のニーズに応じて一体的・体系的に提供する地域包括ケアの充実に努めます。 ○重度心身障害者等に対する医療費助成制度を継続して実施し、経済的負担の軽減を図ります。
④保健・医療を支える人材の育成・確保	○精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズなど、地域生活を支援する人材の育成や資質の向上を行い、地域における受入れ基盤の拡充に努めます。
⑤精神保健・医療施策の推進	○精神障害があっても地域社会で自立した生活を送り、社会参加ができるようハード・ソフト両面の体制整備の推進が必要です。

かみいち総合病院　神経精神科
多様な精神疾患を診療しており、精神科医師による睡眠薬や精神安定剤を用いた薬物治療、看護師による訪問看護、臨床心理士によるカウンセリングなどの精神療法、精神保健福祉士による家族面接・医療相談なども含めた多職種による診療体制を目指します。精神科医師の判断のもと、病気の重さや緊急度により、速やかで確実な回復のために入院診療を行うことができます。また、総合病院にある神経精神科として、物忘れ外来や他科で診療している方の心の健康相談を行うことや、地域の神経精神科として中部厚生センターなどの地域精神保健活動にも参加しています。
自殺対策強化事業
自殺対策強化の一環として、こころの健康に関する正しい知識の普及、身近な相談機関一覧の配布や各関係機関との連携強化、また、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な支援につなげ、見守る適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー（門番）」の役割について普及啓発を行います。
中部厚生センター　精神保健福祉事業
管内の精神保健福祉関係者による連絡会の開催等を通じて、地域の課題や対応を検討し、ネットワークの構築と精神障害者の地域移行・地域定着に向けた取り組みを行います。また、電話や来所による心の健康相談、訪問による支援等を行います。
認知症高齢者等支援
認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会を目指して「共生社会」の実現を推進します。生活を支える地域の理解・協力・見守り等の体制構築のための啓発等働きかけを継続するとともに認知症地域支援推進員が中心となり、介護保険サービスの適切な活用、かみいち総合病院をはじめ関係機関との連携強化に努めます。
相談支援事業
地域生活支援センター自然房において、精神障害者を主たる対象として、地域で生活する上で、直面する問題について相談に応じ、解決のための援助を行います。

基本目標４．快適で安心して暮らせる生活環境の整備

主要施策１ 住みよい生活環境の整備

課題と現状

○障害のある人や高齢の人を含めたあらゆる人に配慮して、公共交通機関、道路、建築物、公園の施設等の整備を進めるとともに、町民の街づくりへの参加意識を高め、障害のある人をはじめとした利用者の意見を聞きながら、町民、行政、事業者が一体となって、すべての人にやさしい街づくりを推進します。

○施設の出入口、廊下、エレベーター、トイレ等の整備基準の適合化を図るとともに、誰もが快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①暮らしやすい住まいの整備	ⅰ生活環境の改善 ○在宅重度障害者住宅改善事業、地域生活支援事業の住宅改修費の助成並びに町営住宅の優先入居と家賃減額を行います。
②人にやさしい街づくりの整備	ⅰ障害者向け町営住宅の確保 ○町営住宅の建設や建替え時には、車いす使用者など障害のある人が優先入居できるバリアフリー化された障害者向けの住宅を確保するよう努めます。 ⅱ建築物のユニバーサルデザイン化 ○公共事業の実施やまちづくり計画等の策定にあたって、ユニバーサルデザインが広く導入されるように働きかけます。 ⅲ町の建築物のバリアフリー化 ○町有施設に自動ドア、スロープ、エレベーターを設置するなどの改善を進め、バリアフリー化を進めます。 ⅳ障害者等用駐車区画の確保 ○公共施設の障害者等用駐車区画の確保に努めるとともに、障害者等用駐車区画の適正利用の周知啓発に努めます。
③利用しやすい交通、移動手段の整備	ⅰ歩道整備 ○幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置などに取り組みます。 ⅱ町営バスの整備 ○町営バスにスロープ等を備え、障害のある人が利用しやすいように改善します。

	ⅱ 歩行空間の整備 ○高齢者、障害のある人などが利用する施設等において、スロープ等設置することなどにより、安全な歩行空間の整備を促進します。

主要施策２ 安心して暮らせるまちづくりの推進

課題と現状

○障害のある人が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実、災害時の防災や緊急時の感染症対策、防犯対策の推進、消費者トラブルの未然防止に取り組んでいく必要があります。

○コロナ禍の経験を踏まえ、感染症拡大時においても障害福祉サービスを継続的に提供できるよう体制を整備することが重要です。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①防災・防犯対策の推進	ⅰ 防災・防犯知識の普及・啓発 ○防災対策に関する知識の普及と啓発を図るため、防災訓練を実施し、障害のある人が犯罪に巻き込まれないよう、広報紙、ホームページ等を通じて情報を発信し、防犯知識の普及に努めます。 ○自主防災組織の育成などを通じ、高齢者や障害のある人などの要支援者を地域ぐるみでサポートする意識の醸成を図ります。 ⅱ 災害時における町の避難支援体制の構築 ○町では、平常時における要支援者対策として、要支援者情報の共有化、要支援者参加型の防災訓練を実施します。 ・【（避難行動）要支援者名簿】 この名簿は、本人の同意が得られた場合に町内ごとの名簿を区長、自主防災組織の長及び民生委員等で共有するとともに、全体の名簿を町（総務課、福祉課）及び上市町社会福祉協議会において共有し、対象者の把握するものとしています。災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合には、本人の同意の有無にかかわらず、必要に応じ、避難支援等関係者に情報提供を行うものです。 なお、対象者は、在宅者のうち、次の要件に該当する者です。 ア 要介護 3～5 の認定を受けている者 イ 身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する者 （心臓、じん臓機能障害のみでの該当は除く。） ウ 療育手帳の重度（A）の判定を受けている者 エ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する単身世帯の者 オ 災害時に地域の支援が必要な難病患者 カ ひとり暮らし高齢者 キ 上記以外で、申し出があり、町が支援の必要を認めた者 ○個別避難計画の策定について努めます。 ○福祉避難所の設置に努めます。

②交通安全対策の充実	○交通安全対策について、交通安全アドバイザーの巡回訪問指導や交通指導員による広報事業等により、町民の意識高揚に努めます。
③感染症対策の推進	○新興感染症等が発生した障害福祉サービス事業所等において、感染防止対策の徹底や工夫を通じて、必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援します。
④消費者トラブルの防止	○滑川・中新川障害者地域自立支援協議会で情報の共有と意見交換を行い、障害のある人の消費者トラブルを防止するように努めます。 ○障害のある人や、支援者に対する消費者教育を推進し、障害のある人の消費者としての利益の擁護や増進が図られるよう努めます。

主要施策３ コミュニケーション支援体制の確立

課題と現状

○障害のある人が地域で快適な生活を営むためには、必要な情報に容易に接することができ、円滑に取得できる「アクセシビリティー」が整うとともに、意思決定や意思表示、コミュニケーション支援の手段が確保されていることが必要です。

○すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために、障害者に応じて情報を得ることができるよう支援します。

今後の取り組み

施　策	内　　容
①情報バリアフリー化の推進	○日常生活用具給付事業で障害のある人が情報機器を容易に購入し、利用できるよう支援していきます。
②情報アクセシビリティの向上	ⅰ 視覚に障害のある人等に配慮した情報提供の充実 ○県の点字広報及び声の広報を設置し、情報提供を推進します。 ⅱ 投票所の整備 ○投票所は障害のある人や高齢者等に配慮して、車いすや簡易スロープの設置、介助者の配置などを行い、投票しやすい環境整備に努めます。
③意思疎通支援の充実	ⅰ 手話通訳者の派遣 ○富山県聴覚障害者協会に委託している手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、コミュニケーション支援事業として引き続き、充実していきます。 ⅱ 録音図書の貸出サービス等の充実 ○町立図書館で実施している視覚に障害のある人に対する録音図書の貸出サービスは、対象図書の増加などサービスの充実を図ります。

第７期障害福祉計画
第３期障害児福祉計画

第５章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

１．第７期障害福祉計画等の基本的理念

本計画は、すべての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、国の基本指針に基づき策定します。

１ 障害福祉計画等における国の基本的事項

（１）障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、意思疎通手段の選択の機会の拡大等に配慮します。

また障害のある人が、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、障害のある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害のある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、町を実施主体の基本とします。

また、障害福祉サービスの対象となる障害のある人の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者及び高次脳機能障害者を含む。以下同じ。）並びに難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法令施行令で定めるものによる障害の程度が、当該障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者をいう。以下同じ。）であって 18 歳以上の者並びに障害のある子どもとし、サービスの充実を図ります。

（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

障害のある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、ＮＰＯなどによるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、地域での暮らしが継続できるようにサービス提供体制の整備を進めます。

そして、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備の充実や精神障害者が、地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組整備

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組みます。

加えて、相談支援の充実とともに就労支援、居住支援等多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士の出会い参加の場や居場所の確保機能を備えた支援体制の整備を進めます。

（５）障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害のある子どものライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障害のある子どもが障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していきます。

加えて、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（６）障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、障害福祉現場におけるハラスメント対策やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に協力していきます。

（７）障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するために、障害者の多様なニーズを踏まえて支援を進めます。特に、文化行政担当等との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に取り組みます。さらに、障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル・情報通信・産業政策担当等との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者養成等促進します。

2 障害福祉サービスの提供体制に関する基本的考え方

（１）必要な訪問系サービスの確保

障害のある人が地域で自分らしく安心して暮らしていくことができるよう、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）を利用できるようにします。

（２）希望する人への日中活動系サービスの確保

障害のある人一人ひとりのニーズに応じ、希望する障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、短期入所、療養介護、地域活動支援センター）を利用できるようにします。

（３）グループホームなどの充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホームを充実させるとともに、地域移行を進めるための自立訓練事業等をも充実させます。なお、地域移行を進めるにあたって、重度障害者・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進し、支援ニーズの把握に努めます。さらに、地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置、地域支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどその機能の充実を図ります。

（４）福祉施設から一般就労への移行などの推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、定着を推進します。

（５）強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等への支援体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者、難病患者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握し、人材育成・地域資源の開発等・地域関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を進めます。

（６）依存症の対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、依存症に対する誤解及び偏見を解消するため関係職員への研修実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携し依存症である者等及びその家族に対する支援を進めていきます。

3 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

（１）相談支援体制の充実・強化

相談支援事業者等は、障害のある人等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

また、相談支援体制に関しては、それぞれの地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに障害者等、家族、地域住民等にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行うようにします。

（２）地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障害のある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援とあわせて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていきます。

（３）発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族への支援が重要でありペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の構築に努めます。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保にも努めます。

（４）協議会の活性化

障害者地域自立支援協議会は関係機関等の有機的な連携の下で地域の課題の改善に取り組むとともに、町が障害福祉計画等を定め、又は変更しようとする際に意見を求められた場合には、地域の課題解決に向けた積極的な提示を行うことが重要となります。地域の障害福祉に関する提供体制について協議を行い、社会資源の開発を進めるとともに、事業者との連絡調整が行えるよう、効果的な相談支援事業を実施していきます。

4 障害児支援の提供体制に関する基本的な考え方

（１）地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障害のある子ども及びその家族に対する支援について、障害のある子どもの障害別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備が必要となります。

（２）保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

障害児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが重要です。また、障害児支援が適切に行われるために、就学時及び卒業時において支援が円滑に引き継がれることも含め、教育委員会等との連携体制を確保することが必要となります。

放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討します。

（３）地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにする必要があります。保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童健全育成事業、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障害のある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図ります。

（４）特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るために、その人数やニーズを把握し支援体制の整備を進めます。また、医療的ケア児支援に係るコーディネーターの役割を明確にします。

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対して、適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図るとともに、虐待を受けた障害のある子ども等に対しては、障害児入所支援施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障害のある子どもの状況等に応じたきめ細やかな支援を行うよう努めます。

5 障害児相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ重要な役割を担っています。このため、障害のある人に対する相談支援と同様に、障害児相談支援についても質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を目指します。

● 2. 成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】
○令和４年度末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする
○令和８年度末時点の施設入所者数を令和４度末時点の施設入所者数から５％以上削減することを基本とする

地域移行者数については、令和４年度末時点での施設入所者は３０人となっているため、本計画における目標値は、国の指針に基づいて算出される２人（6.7%）として設定します。

施設入所者数については、令和４年度末の施設入所者をふまえ、本計画における目標値は、国の指針に基づいて２人（6.7%）減少とし２８人として設定します。

項目	令和４年度 施設入所者数	令和８年度 目標
施設入所者の地域生活への移行者数	３０人	２人
施設入所者数		２８人

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】
○保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、協議の場の開催回数・参加者数・目標設定及び評価の実施回数を設定する
○令和８年度末における精神障害者の地域移行等の利用者数の見込を設定する

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるため、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置し、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があることから、国の基本指針では、基盤整備の状況を評価する指標として、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の開催回数等の目標値を設定することとされています。

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	圏域で１回	圏域で１回	圏域で１回
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	１５人以上	１５人以上	１５人以上
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	１回	１回	１回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	１人	１人	１人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	１人	１人	１人
精神障害者の共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数	８人	８人	８人

項目	令和８年度　目標
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 （長期入院者の地域移行者数）	９人

3 地域生活支援の充実

【国の基本指針】
○令和８年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、支援実績等を踏まえた運用状況を検証、検討する
○令和８年度末までに各市町村又は各圏域で強度行動障害を有する障害者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

障害のある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるため、自立等に関する相談や、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等の地域の体制づくりを行うなどの機能を担う体制が求められています。

地域生活支援拠点等については、圏域で１つ整備し、滑川・中新川障害者地域自立支援協議会で機能の一層の充実を目指します。

強度行動障害を有する障害者に関し、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

項目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	圏域で １箇所	圏域で １箇所	圏域で １箇所
	コーディネーターの配置	２名	２名	２名
	運用状況の検証・検討	１回	１回	１回

4 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】
○福祉施設（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援事業所）から一般就労への移行実績を令和３年度実績の 1.28 倍以上とする
　うち　就労移行支援事業を通じた移行者数：1.31 倍以上
　　就労継続支援Ａ型を通じた移行者数：1.29 倍以上
　　就労継続支援Ｂ型を通じた移行者数：1.28 倍以上
○就労定着支援事業利用者数を、令和３年度実績の 1.41 倍以上とする
○就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を５割以上とする
○就労定着率７割以上の就労定着支援事業所を全体の 2.5 割以上とする

福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和８年度中に福祉施設から一般就労への移行者に関する目標値を設定します。上市町の実情に応じた目標値を設定しました。

項目			数値
福祉施設から一般就労への移行者数	全　体	【基準値】 令和３年度に一般就労への移行者数	１人
		【目標値】 令和８年度に一般就労への移行者数 ※令和８年度中に令和３年度実績の 1.28 倍以上	３人
	就労移行支援事業	【基準値】 令和３年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	０人
		【目標値】 令和８年度に就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和８年度中に令和３年度実績の 1.31 倍以上	１人
	就労継続支援Ａ型事業	【基準値】 令和３年度に就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数	１人
		【目標値】 令和８年度に就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和８年度中に令和３年度実績の 1.29 倍以上	１人
	就労継続支援Ｂ型事業	【基準値】 令和３年度に就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数	０人
		【目標値】 令和８年度に就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数 ※令和８年度中に令和３年度実績の 1.28 倍以上	１人
就労定着支援事業の利用率		【基準値】 令和３年度に就労定着支援事業の利用者数	６人
		【目標値】 令和８年度に就労定着支援事業の利用者数 ※令和８年度中に令和３年度実績の 1.41 倍	９人
就労定着支援事業所における就労定着率		【基準値】 令和３年度末の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	事業所無
		【目標値】 令和８年度末の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所の割合	１か所
就労移行支援事業所における就労移行率		【基準値】 令和３年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が５割以上の事業所の割合	事業所無
		【目標値】 令和８年度末の就労移行支援事業所のうち、就労移行率が５割以上の事業所の割合	１か所

5 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】
○令和８年度末までに、児童発達支援センターを各圏域及び各市町村において少なくとも １ か所以上設置すること
○障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築する
○令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること
○令和８年度末までに、医療的ケア児支援のため、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

児童発達支援センターや重度心身障害児を支援する障害児通所支援サービス事業所の確保、医療的ケアが必要な子どもの支援のためのコーディネーターの設置、発達障害への相談体制など、障害児に対する障害の状況に応じた乳幼児から学校卒業までの切れ目のない支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の充実を図ります。

項目			数値
児童発達支援センターの整備	令和４年度末時点の整備か所数		無
	【目標値】 令和８年度末までの整備か所数		(滑川・中新川圏域で) １か所
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	【目標値】 令和８年度末までに利用体制の構築		１か所
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	令和４年度末時点の整備か所数		無
	【目標値】 令和８年度末までの整備か所数		(滑川・中新川圏域で) １か所
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和４年度末時点の協議の場の数	(滑川・中新川圏域で) １か所
		【目標値】 令和８年度末までの協議の場の数	(滑川・中新川圏域で) １か所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和４年度末時点の配置数	３名
		【目標値】 令和８年度末までにニーズ等を勘案して必要となる配置数	３名以上

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの支援体制の充実を図ります。

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者（保護者）数	３人	３人	３人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者（支援者）数	１人	１人	１人
ペアレントメンターの人数	１人	１人	１人
ピアサポートの活動への参加人数	１人	１人	１人

6 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】
○令和８年度末までに、各圏域及び各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する
○協議会において、個別事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。

令和８年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

本町においては、滑川・中新川圏域内の市町村及び関係機関と連携を図り、体制の充実・強化を目標に取り組みます。

項目		令和８年度　目標		
基幹相談支援センターの設置		圏域で１箇所		
項目		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		―	―	４件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		―	―	１件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		―	―	１回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数		―	―	１人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討実施回数	４回	４回	４回
	参加事業者・機関数	１５人	１５人	１５人
	専門部会の設置数	４個	４個	４個
	専門部会の実施回数	２０回	２０回	２０回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】
○令和８年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の利用状況の把握、検証等を行い、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築を目指します。

項目	令和６年度	令和７年度	令和８年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修やその他の研修への町職員の参加人数	１人	１人	１人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	１回	１回	１回

３．活動指標等の設定

【障害福祉サービスの体系】

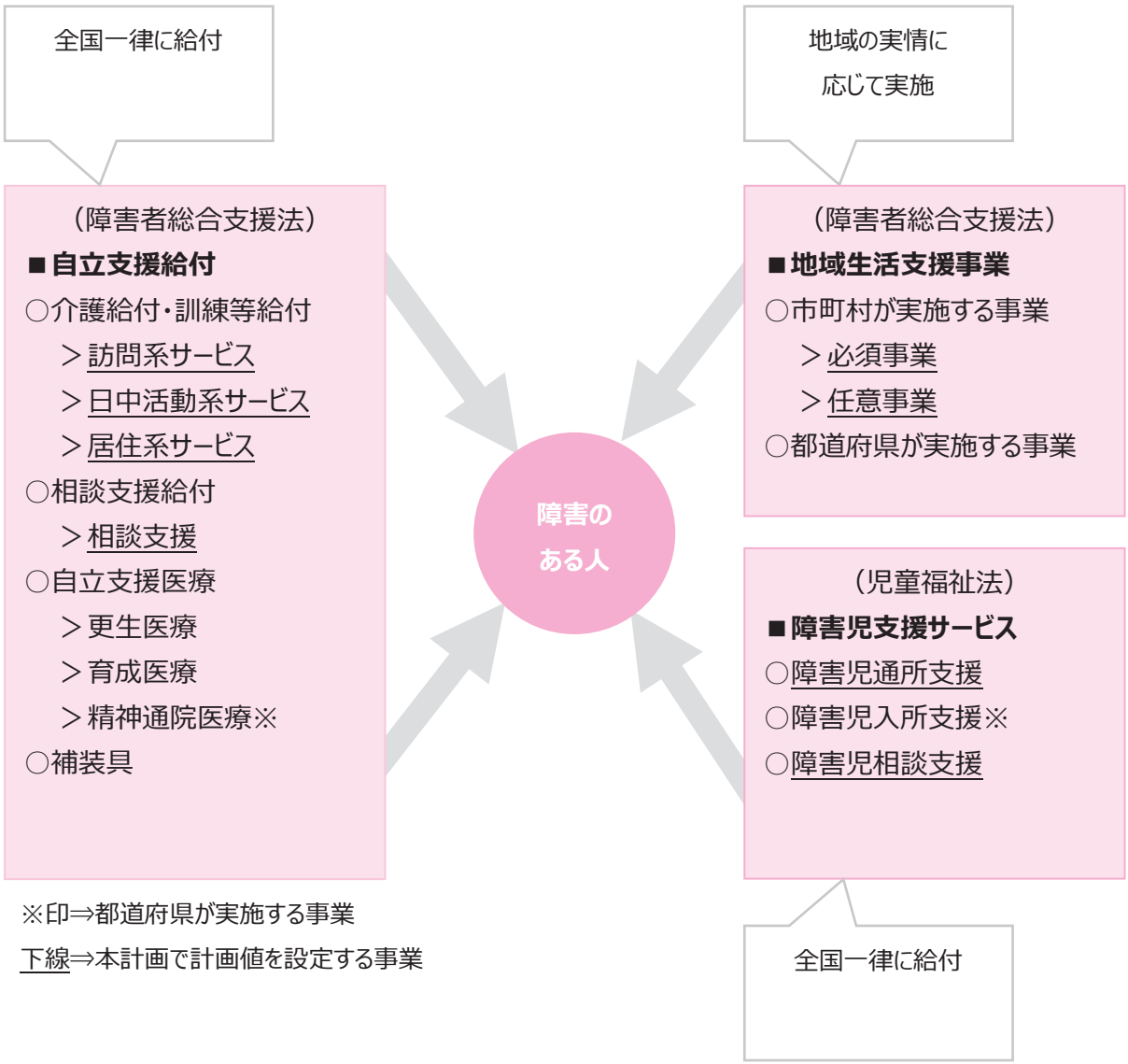

※印⇒都道府県が実施する事業

下線⇒本計画で計画値を設定する事業

【障害福祉サービス利用までの一般的な流れ】

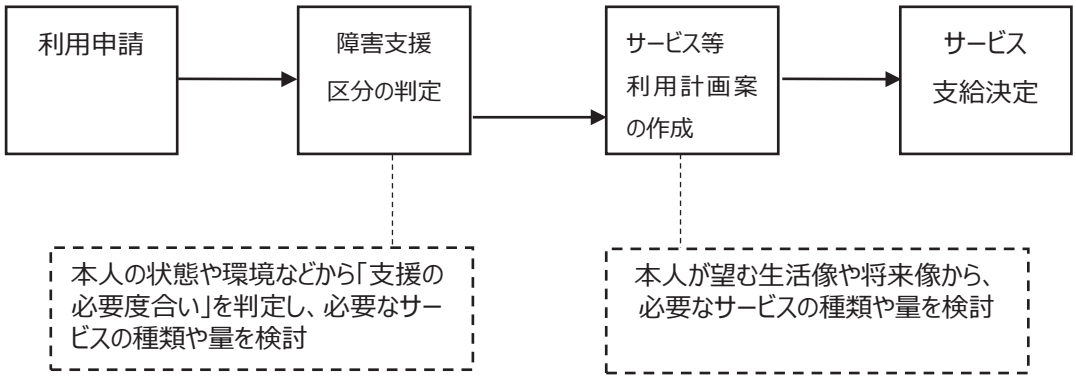

1 訪問系サービス

障害のある人等の地域生活を支える基本事業であり、主に在宅にてヘルパーの訪問を受けて利用するサービスです。サービスの種類としては以下に示す５つがありますが、居宅介護（ホームヘルプ）が全体の利用の多くを占めています。地域移行に伴って、今後も増加が予想されます。

【サービスの内容】

○「居宅介護（ホームヘルプ）」は、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる支援を行います。

○「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスの提供を行います。

○「行動援護」は、知的・精神障害により行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などの支援を行います。

○「同行援護」は、視覚障害により、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。

○「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する重度障害のある人を対象に、居宅介護をはじめ福祉サービスを包括的に提供するものです。

● １か月当たりのサービス見込み量

令和４年度までは実績

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護	人/月	11	16	18	20	22	24
	時間/月	106	128	128	140	154	168
重度訪問介護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	0	0	0	310	310	310
同行援護	人/月	2	3	3	4	4	5
	時間/月	14	34	29	40	40	50
行動援護	人/月	0	1	2	3	3	3
	時間/月	0	26	38	60	60	60
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

（単位の考え方）「人」:月間の総実利用者数、「時間」:月間の総利用時間数、「人日」:月間の総利用日数

■訪問系サービスにおける見込み量確保の方策■

自宅で生活している障害のある人をはじめ、今後、地域生活へ移行する施設入所者等の自立を支えるために、サービス供給の基本となる民間事業所や相談支援事業者等との連携のもとに、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。また、各種サービスの内容についても、町のホームページ、広報誌等を活用し、周知徹底に努めます。

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、主に施設への通所にてサービスを受けるものです。障害のある人がその程度に応じて生活支援や就労支援を受けることにより、社会参加や自立を促進するといった大切な役割を担っています。今後、福祉施設や医療機関からの地域移行や特別支援学校高等部卒業生の新規利用により、利用者が増加する見込みです。

【サービスの内容】
- ○「生活介護」は、常時介護を要する障害のある人を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。
- ○「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」は、自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練などを行います。
- ○「就労移行支援」は、職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練などを行います。
- ○「就労継続支援」は、通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。
- ○「療養介護」は、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。
- ○「短期入所（ショートステイ）」は、介護者の病気や家族の休養などのため、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

以下に、各サービスの１か月当たりの見込み量（各年度３月分の実績）を示します。（令和４年度までは実績）

（１）生活介護

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
生活介護	人/月	59	59	58	60	61	62
	人日/月	1,192	1,195	1,176	1,200	1,220	1,240

（２）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	3	1	1	2	2	2
	人日/月	49	11	20	40	40	40

（３）就労選択支援（令和７年 10 月事業開始）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労選択支援	人/月					2	2

（４）就労移行支援

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労移行支援	人/月	4	6	6	7	7	8
	人日/月	71	122	109	140	140	160

（５）就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労継続支援（Ａ型）	人/月	16	13	16	16	16	16
	人日/月	304	259	276	320	320	320
就労継続支援（Ｂ型）	人/月	64	67	67	68	68	68
	人日/月	1,115	1,270	1,165	1,360	1,360	1,360

（６）就労定着支援

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
就労定着支援	人/月	6	2	2	2	3	3

（７）療養介護

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
療養介護	人/月	11	11	11	11	11	11

（８）短期入所（ショートステイ）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
短期入所（福祉型・医療型）	人/月	5	4	4	6	6	6
	人日/月	16	24	20	36	36	36

■日中活動系サービスにおける見込み量確保の方策■

常時介護が必要な施設入所者等の日中活動を支援する生活介護について、ニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

また、施設入所者等の地域移行や、福祉施設から一般就労への移行を見据え、サービス事業所や関係機関等との連携のもとで、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援に関する提供体制の確保に努めます。

さらに、一般就労が困難な人や就労移行支援の終了後、一般就労に結びつかなかった人などを対象に、就労継続支援Ｂ型（非雇用型）の提供体制の確保に努めるとともに、利用者により高い収益を還元できるよう、関係機関が連携した生産活動の活性化に努めます。

3 居住系サービス

住まいの場を提供する「居住系サービス」では、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。また、平成 30 年度からは、地域生活を支援する自立生活援助が新たに創設されました。

【サービスの内容】
○「共同生活援助（グループホーム）」は、共同生活を営む住居における相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
○「施設入所支援」は、施設入所者を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
○「自立生活援助」は、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応等の適切な支援を行います。

以下に、各サービスの１か月当たりの見込み量（各年度 3 月分の実績）を示します。（令和 4 年度までは実績）

（１）共同生活援助（グループホーム）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
共同生活援助（グループホーム）	人/月	22	21	22	23	24	25

（２）施設入所支援

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
施設入所支援	人/月	31	30	30	29	28	28

（３）自立生活援助

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

■居住系サービスにおける見込み量確保の方策■

自宅等で暮らすことが困難な障害のある人のニーズに対応するとともに、施設入所者や病院の入院からの地域生活への移行を見据え、グループホームの提供体制の確保に努めます。

また、自立生活援助では関係事業所等と連係してニーズの把握と必要量の確保に努めます。

4 相談支援

相談支援事業は、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害のある人や家族、介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、あわせて、福祉サービス事業所等との連絡調整を実施する事業です。

【サービスの内容】
○支給決定の参考とするよう、支給決定の前にサービス等利用計画案を作成するなど、「計画相談支援」の提供を行います。
○「地域移行支援」は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障害のある人に対して、地域生活への準備や外出支援などを行い、退所・退院に向けての支援を行います。
○「地域定着支援」は、居宅で一人暮らしをしている障害のある人に対し、夜間も含む緊急時における相談などの支援を行います。

以下に、各サービスの１か月当たりの見込み量（各年度３月分の実績）を示します。（令和４年度までは実績）

事業名	単位	平成３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
計画相談支援	人/月	24	50	33	34	34	35
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

■相談支援（サービス等利用計画作成）における見込み量確保の方策■

障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、よりきめ細かいケアマネジメントをするため、原則としてすべての障害福祉サービス等を利用する障害のある人（児）について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成するものです。

今後も相談支援事業所やその他関係機関との連携を密にし、対象者の適切な把握に努めるとともに、県が特定する入院中の精神障害者に対する地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の必要者の情報を元に、利用者数及び量の見込みを定めます。

5 障害児通所支援サービス

障害児通所支援には、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」があります。

【サービスの内容】

○放課後等デイサービスは、就学中の障害のある子どもに、授業終了後や夏休み等の長期休暇中において生活能力の向上に必要な訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。

○児童発達支援は、就学前の障害のある子どもに日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

○保育所等訪問支援は、障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障害のある子どもや保育所などの職員に対し、障害のある子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

○障害児相談支援は、上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

○居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害のため外出が著しく困難な障害のある子どもが発達支援を受けやすくするため、外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行います。

○医療的ケア児支援調整コーディネーターは、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の各 市町村への配置（市町村単独での配置が困難な場合は圏域での配置も可）促進を図ります。

○保育所・認定こども園への受け入れは、障害のある子どもを保育所・認定こども園に受け入れて保育します。

○放課後児童クラブへの受け入れは、障害のある子どもを放課後児童クラブに受け入れて放課後の居場所を提供します。

以下に、各サービスの１か月当たりの見込み量（各年度３月分の実績）を示します。（令和４年度までは実績）

事業名	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
放課後等デイサービス	人/月	19	21	22	23	24	25
	人日/月	212	271	281	322	336	350
児童発達支援	人/月	3	5	8	8	8	8
	人日/月	12	36	58	64	64	64
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人	2	5	6	6	7	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	1	1	1
医療的ケア児調整コーディネーター	人	2	3	3	3	3	3

■障害のある子どもへの支援における見込み量確保の方策■

障害のある子どもへの早期療育や障害の多様化に伴い、個々に合わせた多様な支援が求められる中で、児童発達支援等の療育機関の情報を提供し、適切な早期支援を進めます。

また、保育所・認定こども園、放課後児童健全育成事業について、希望者のニーズを把握しながら障害のある子どもの受け入れについて検討していきます。

４．地域生活支援事業

障害のある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業があります。

地域生活支援事業には、10 の必須事業とその他の任意事業があり、上市町では以下の事業を実施しています。

必須事業

〇理解促進研修・啓発事業
〇自発的活動支援事業
〇相談支援事業
〇成年後見制度利用支援事業
〇成年後見制度法人後見支援事業
〇意思疎通支援事業
〇日常生活用具給付等事業
〇移動支援事業
〇地域活動支援センター事業
〇手話奉仕員養成研修事業

任意事業

〇訪問入浴サービス事業
〇日中一時支援事業

1 必須事業

【サービスの内容】

〇理解促進研修・啓発事業は、障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

〇自発的活動支援事業は、障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

〇相談支援事業は、障害のある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人などの権利擁護のために必要な援助を行うものです。

〇成年後見制度利用支援事業は、町長が成年後見等開始審判申し立てを行う障害のある人で、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる人に対し、経費等の一部を助成するものです。

〇成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

〇意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対して、意思疎通の円滑化を図るため手話通訳者等の派遣を行うものです。

〇日常生活用具給付等事業は、障害のある人等に対して、日常生活や介護が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図るものです。

〇移動支援事業は、屋外での移動が困難な人を対象に、外出の際の移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進するものです。

〇地域活動支援センター事業は、障害のある人の社会との交流を促進するために、地域活動支援センターにおいて創作活動や交流、日中の活動の場を提供するものです。

〇手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を取得した者の養成研修を行います。

区分		単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
②自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有	有	有	有
③相談支援事業								
	障害者相談支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
④成年後見制度利用支援事業		件/年	1	0	1	2	2	2
⑤成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	無	無	無
⑥意思疎通支援事業		件/年	29	21	12	15	15	15

区分		単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
⑦日常生活用具給付等事業								
	介護・訓練支援用具	件/年	1	0	0	2	2	2
	自立生活支援用具		3	2	3	3	3	3
	在宅療養等支援用具		3	4	0	3	3	3
	情報・意思疎通支援用具		1	1	3	3	3	3
	排泄管理支援用具		606	613	660	666	672	678
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		0	0	0	1	1	1
⑧移動支援事業		人/月	2	1	2	2	2	2
		時間/月	47	8	10	10	10	10
⑨地域活動支援センター事業		箇所	1	1	1	1	1	1
		人/月（町）	18	18	19	19	19	19
⑩手話奉仕員養成研修事業			無	無	無	無	無	無

■地域生活支援事業（必須事業）における見込み量確保の方策■

① 理解促進研修・啓発事業

障害特性について知ってもらうためのパンフレットを作成し、広く配布し、また、障害についてより知ってもらうため、毎年障害者週間にあわせて普及・啓発イベントを実施します。

② 自発的活動支援事業

障害のある人等、その家族又は地域住民等が自発的に行う活動に対し、その活動に必要なる経費の一部を助成（１団体につき最大５万円）することにより障害のある人の社会参加を支援していきます。

③ 相談支援事業

相談支援事業（一般相談）は、サービス利用時のケアマネジメントの推進にも重要な役割を果たすことから、上市町内にある「社会福祉法人新川会」及び「社会福祉法人むつみの里」の２か所へ委託し、各種相談に応じるとともに、サービス利用に関する連絡調整を実施します。

④ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な知的障害又は精神に障害のある人が、障害福祉サービス等の利用契約の締結が適切に行われるようにするため、また、本人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障害のある人について事業者と情報を共有するとともに、障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、この制度の周知・普及を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

意志疎通支援事業は、手話通訳者の派遣等から社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託して実施しますが、広報誌やホームページを通じて事業の周知を図るとともに、利用者の増加に向け、協会との連携を密にします。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図るものです。

日常生活用具には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)があります。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人等に対し、社会生活に必要な外出や、余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

移動支援における社会参加の促進という事業趣旨を鑑み、今後、利用者の状況やニーズに応じ、グループ支援も検討していきます。

⑨ 地域活動支援センター事業

障害のある人の日中活動の支援を行う通所型施設として、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う事業を実施しています。

⑩ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。

2 任意事業

【サービスの内容】

〇訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図るものです。

〇日中一時支援事業は、障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。

区分	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①訪問入浴サービス事業	箇所	0	0	0	1	1	1
	人/月	0	0	0	1	1	1
②日中一時支援事業	箇所	10	10	10	10	10	10
	件/年	194	130	170	200	200	200

■地域生活支援事業（任意事業）における見込み量確保の方策■

① 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等のため、入浴の介護を行います。

② 日中一時支援事業

介護者が、緊急その他やむを得ない事由などで、日中において障害のある人の監護ができないとき、障害のある人の日中活動の場の確保と一時的な見守り、社会適応訓練等を行い、また、介護者の就労支援及び一時的な休息を目的としています。

第６章 計画の推進のために

１．計画の推進

１地域での推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障害のある人が社会で活動でき、障害という個性が活かされる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

２全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する部課及び関係機関等との連携を一層強化するとともに、一体となって計画的な施策を推進します。

２．計画の評価

障害者基本計画及び障害福祉計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで（Check）、取組の改善・見直しを行う（Action）、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、策定委員会等にて行います。

また、国の制度変更や計画期間の終了に伴う見直しの際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ります。

▼ＰＤＣＡサイクルのイメージ

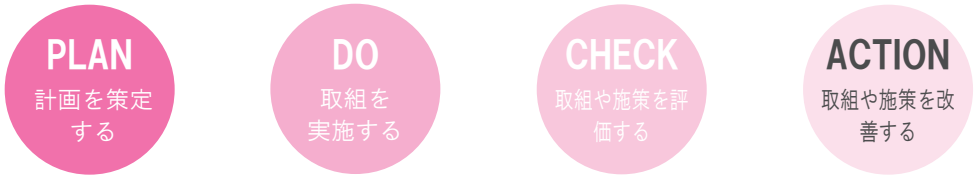

施策の見直しや新たな計画への反映

参考資料

上市町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、上市町障害者福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、上市町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

（1）　計画の策定に関する事項

（2）　その他委員会の目的を達成するために必要な事項

（組織及び任期）

第3条　委員会の委員は、次の者のうちから町長が委嘱する。

（1）　学識経験を有する者

（2）　障害福祉サービスに関する事業に従事する者

（3）　社会福祉又は保健医療関係者

（4）　関係団体を代表する者

（5）　町長が特に必要と認める者

2　委員の任期は、計画の策定が終了したときまでとする。

3　委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、委員会の会務を総理する。

3　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（招集）

第5条　委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

上市町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

区　分		役　職　名	氏　名
委員長	福祉関係	社会福祉法人むつみの里施設長	碓井　裕子
委　員	福祉関係	社会福祉法人新川会理事長	牧野　武
委　員	福祉関係	ＮＰＯ法人ワークハウス剱施設長	水野美由紀
委　員	保健関係	富山県中部厚生センター保健予防課長	谷口　理絵
委　員	福祉関係	上市町社会福祉協議会会長	吉田　清人
委　員	労働関係	滑川公共職業安定所長	荻沢　正明
委　員	福祉関係	上市町身体障害者協会副会長	成瀬　義光
委　員	児童関係	上市町民生委員児童委員協議会副会長	山崎　列子
委　員	福祉関係	社会福祉法人新川会地域生活相談室室長	中川　伸治
委　員	医療関係	かみいち総合病院神経精神科部長	岡部　彰人

障害者の雇用状況

●過去５年間の民間企業における障害者雇用率

年 度	項 目	全 国	富山県	滑川公共職業安定所管内
平成 30 年度	企業数 (社)	100,586	1,080	50
	算定基礎労働者数 (人)	26,104,834.5	208,020.0	6,910.0
	障害者数 (人)	534,769.5	4,235.0	117.0
	実雇用率 (%)	2.05	2.04	1.69
	法定雇用率達成企業割合 (%)	45.9	54.9	50.0
令和元年度	企業数 (社)	101,889	1,074	47
	算定基礎労働者数 (人)	26,585,858.0	210,441.5	6,929.5
	障害者数 (人)	560,608.5	4,381.0	117.5
	実雇用率 (%)	2.11	2.08	1.70
	法定雇用率達成企業割合 (%)	48.0	56.1	46.8
令和２年度	企業数 (社)	102,698	1,057	46
	算定基礎労働者数 (人)	26,866,997.0	206,859.0	6,925.5
	障害者数 (人)	578,262	4,409.0	116.0
	実雇用率 (%)	2.15	2.13	1.67
	法定雇用率達成企業割合 (%)	48.6	56.9	41.3
令和３年度	企業数 (社)	106,924	1,095	47
	算定基礎労働者数 (人)	27,156,780.5	207,931.0	6,941.0
	障害者数 (人)	597,786.0	4,531.5	125.5
	実雇用率 (%)	2.2	2.18	1.81
	法定雇用率達成企業割合 (%)	47.0	54.1	42.6
令和４年度	企業数 (社)	107,691	1,072	47
	算定基礎労働者数 (人)	27,281,606.5	205,526.0	6,932.5
	障害者数 (人)	613,958.0	4,599.0	117.5
	実雇用率 (%)	2.25	2.24	1.69
	法定雇用率達成企業割合 (%)	48.3	55.9	36.2

●職業紹介状況（令和４年度）　　滑川公共職業安定所管内

区 分		身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他	合計
新規求職申込件数 (件)		51	21	76	11	159
紹介件数 (件)		87	27	194	7	315
就職件数 (件)		21	14	56	4	95
登録者	有効求職者 (人)	82	27	120	11	240
	就業中 (人)	202	104	151	19	476
	保留中 (人)	0	1	6	0	7

滑川・中新川圏域の障害福祉サービス事業所

●管内の障害福祉サービス事業所（指定）　　令和６年１月１日現在

事業所名	所在地	電話番号	定員	生活介護	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	一般相談支援	特定相談支援
滑川市障害福祉センター	滑川市中村	076-475-0000	10	○										
滑川市立デイサービスセン

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会

滑川・中新川障害者地域自立支援協議会について

会 議 名	滑川・中新川障害者地域自立支援協議会
設置主体	滑川市、立山町、上市町及び舟橋村の共同設置
設置目的	障害者が地域で安心して生活できるように支援し、自立と参加を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービス提供について総合的に調整し、連携することを目的とする。
事業内容	（１）関係者による訪問・相談活動等を通じ、障害者のニーズを把握し、各種サービスの充足及び問題点について協議すること。 （２）障害を理由とする差別に関する相談事案の情報共有・協議を通じた事案解決の取組に関すること。 （３）医療的ケアが必要な児童及びその家族への支援について協議すること。 （４）その他、目的を達成するために必要な事項。
委　　員	協議会の委員は、次の各号に掲げる者をから選出する。 （１）保健・医療機関を代表する者 （２）障害福祉サービス事業者を代表する者 （３）関係行政機関の職員 （４）障害者を代表する者
任　　期	２年

※滑川・中新川障害者地域自立支援協議会規約より

●滑川・中新川障害者地域自立支援協議会組織図

自立支援協議会

協 議 会（代表者会議）	
役　　割	◇運営会議や専門部会からの報告を受け、地域課題や施策提案について確認します。 ◇協議会としての意見をまとめ、政策へ提言していきます。 ◇障害者福祉計画の進捗状況等について確認します。
構　　成	協議会委員 （任期2年）
開　　催	年1～2回

運 営 会 議	
役　　割	◇専門部会からの報告を受け、地域課題を把握します。 ◇地域課題の優先順位を決定し、解決のための方策を協議します。 ◇相談支援事業者の運営評価を行います。
構　　成	協議会会長･副会長、事務局、富山県中部厚生センター、各専門部会リーダー
開　　催	1～3回

医療的ケア児支援関係機関会議	
役　　割	◇医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議します。 ◇関係機関の相互の課題や情報を共有します。
構　　成	事務局、地域の保健･福祉･保育･教育･医療関係者
開　　催	年1～3回

専 門 部 会			
役　　割	◇部会を構成する機関が関わっている事例から、地域のニーズや地域課題を抽出します。 ◇不足している社会資源の改善や開発、必要な施策について検討します。 ◇課題を同じくする関係機関が情報を交換し、サービスの質を向上させます。		
構　　成	事務局、地域の保健･医療･福祉･教育･就労関係者		
開　　催	部会ごとに年2～12回		
相談支援部会	**就労･日中活動支援部会**	**地域生活支援部会**	**こども支援部会**
◇相談支援、計画相談に関する協議 ◇障害福祉サービスや社会資源に関する協議 ◇福祉施策の整備に向けての実務者協議（地域生活支援拠点等の整備） ◇困難事例の共有、対応についての協議 ◇相談支援専門員の研修会に関する協議　など	◇就労への支援・定着についての協議 ◇日中活動サービスの質の向上に関する協議 ◇所得や工賃の向上に関する意見交換　など	◇親亡き後等の生活を支えるためのサービスについての協議 ◇障害・介護・医療の連携に関する協議 ◇災害時支援に関する協議 ◇地域住民の障害理解に関する協議　など	◇教育･保健･福祉の連携体制の確立 ◇学校卒業時の円滑な地域移行 ◇社会資源の改善・開発 ◇保護者への適切な情報提供のための支援 ◇医療的ケア児支援関係情報共有　など

事務局	
役　割	協議会全般の事務を行います。
構　成	滑川市、立山町、上市町及び舟橋村

個別の支援会議	
役　　割	関係者が集まって、障害のある人の問題解決や自己実現のための方法を考えます。
構　　成	本人、家族、相談支援者、サービス事業所などの関係者により、随時開催されます。

第７期上市町障害者福祉計画

（第７期上市町障害福祉計画・第３期上市町障害児福祉計画）

発　　行：上　市　町
編　　集：福　祉　課
住　　所：〒930−0393　富山県中新川郡上市町法音寺１番地
TEL：076−472−1111
FAX：076−472−1115
発行年月：令和６年３月